

第三期長井市子ども・子育て支援事業計画

**令和 7 年 3 月
山形県長井市**

目 次

第1章 計画策定

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

第2章 こども・子育てを取り巻く現状

- 1 長井市の人口、世帯、婚姻、就業の動向・・・・・・・・5
- 2 子育て環境の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 ニーズ調査について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
- 4 第二期計画の振り返り（評価）・・・・・・・・・・・・・21
- 5 こども・子育てを取り巻く課題・・・・・・・・・・・・・25

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念（第三期計画）・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
- 2 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
- 3 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・29

第4章 各種施策の推進

- 1 安心して産み育てられる環境づくり・・・・・・・・・・31
- 2 次世代を担うこどもたちの教育・保育の充実・・・・・・・・35
- 3 すべてのこどもの成長と安定した生活の支援・・・・・・・・39
- 4 地域や社会で子育てを支えるまちづくり・・・・・・・・44

第5章 幼児期の教育・保育事業計画

- 1 幼児期の教育・保育提供区域の設定・・・・・・・・・・48
- 2 教育・保育の量の見込みと確保策・・・・・・・・・・・・・48

第6章 地域子ども・子育て支援事業計画・・・・・・・・・・51

資料編

- 1.長井市子ども・子育て会議条例
- 2.長井市子ども・子育て会議委員名簿
- 3.計画策定の経過

第1章

計 画 策 定

1 計画策定の趣旨

近年、わが国においては、急速な少子化の進行、核家族化や高齢化、また地域での人間関係の希薄化などにより、家庭や地域での子育て力が低下していると言われています。

急速な少子高齢化の進行は、人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進行、都市化の進展、就労環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

国では、平成 24 年 8 月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連 3 法が成立され、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月から開始されました。令和 5 年 4 月にはすべてのこどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同じく令和 5 年 4 月に「こども家庭庁」が発足し、令和 5 年 12 月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども政策の充実が図られています。

長井市では、平成 27 年 3 月に「長井市子ども・子育て支援事業計画」を、令和 2 年 3 月に「第二期長井市子ども・子育て支援事業計画」策定し、安心してこどもを産み育てていける環境づくりを計画的に推進してきました。

また、令和 6 年 3 月に策定された第六次総合計画・前期計画においては、「若者が活躍できるまちプロジェクト」を重点戦略に掲げ、「教育・子育ての満足度向上」に向けた取り組みを推進することとしています。

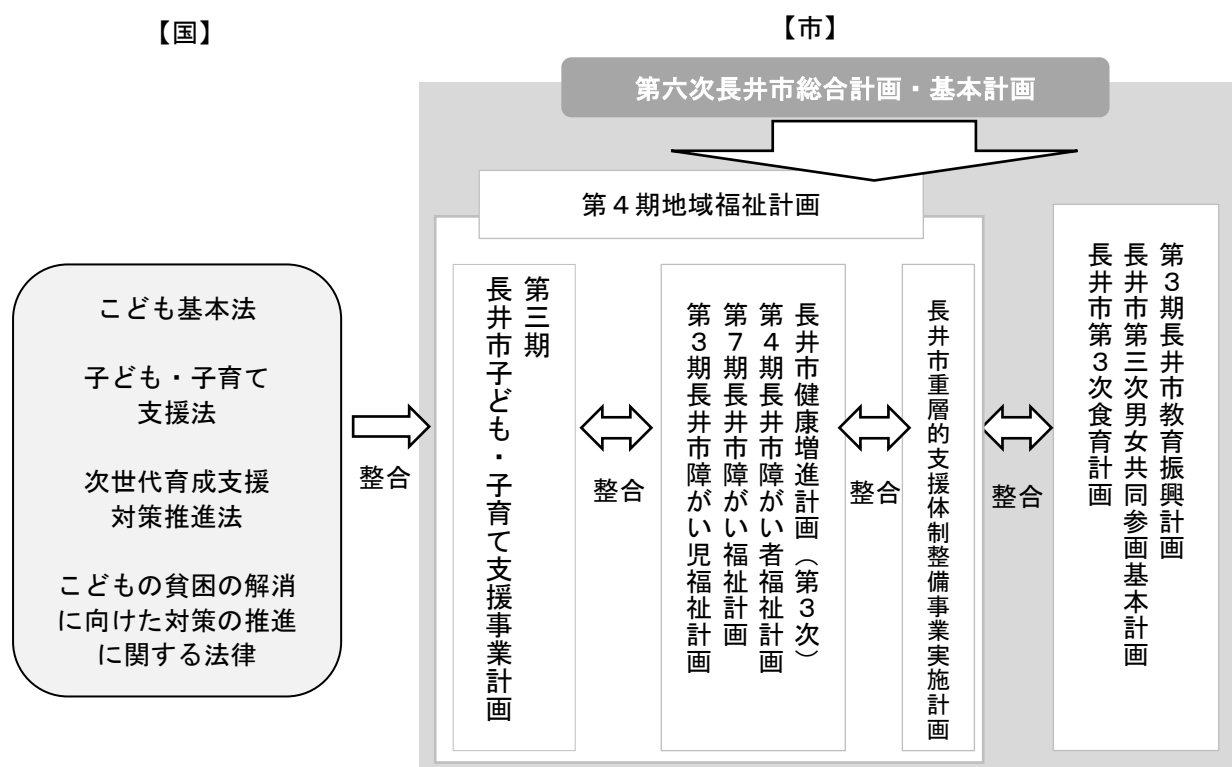
「第三期長井市子ども・子育て支援事業計画」は、第二期の進捗状況や実績評価等を踏まえた上で、各計画と連携しながら、国の法律や方針に基づいて策定しました。

※本計画における「こども」表記について、法律等により規定されているもの以外は平仮名表記の「こども」を用いています。子ども・子育て支援法により規定されている本計画の名称は「子ども」を用いています。

2 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」と位置付け、一体的な計画とし、すべてのこども自身の育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子育て支援を推進するものです。

また、こども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、これらの施策の総合的・一体的な推進が必要です。そのため、長井市総合計画をはじめ、関連する各種計画との整合、連携を図ります。



3 計画の期間

令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
第二期 長井市 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成計画)									
				策 定	第三期 長井市 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成計画)				

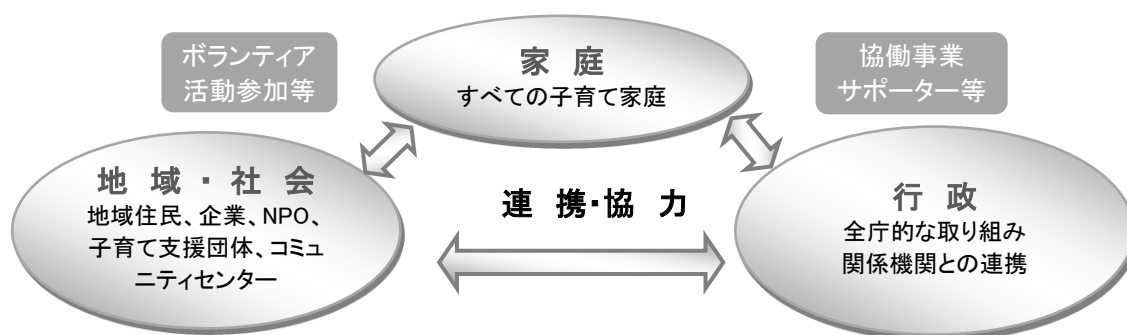
4 計画の推進

(1) 市民・事業者・市それぞれの役割・責務

計画の推進にあたっては、こども自身とすべての子育て家庭を支援する施策を推進するため、家庭と地域、行政が連携・協力しながら、計画的に取り組みを進めていくことを目指します。

子育て支援対策は、子育て中の家庭のみならず、様々な立場の市民が考え取り組む地域の課題です。あらゆる場面で、市民参加の機会を設け、市民が主体的に取り組む、子育て支援対策の地域ネットワークが構築されるように努めます。

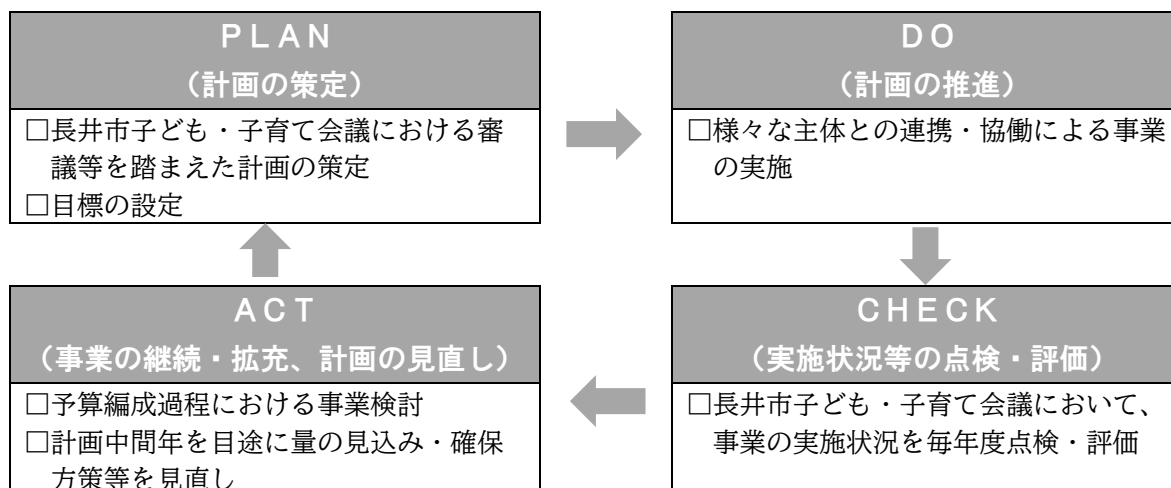
家庭、地域、行政の協働による推進を図りつつ、多方面からの意見を反映させながら、計画の円滑な進行管理を行います。



(2) 計画の達成状況の点検及び評価

長井市では、条例で定める附属機関として学識経験者、子育ての当事者や支援者、保育・教育関係者などから構成される「長井市子ども・子育て会議」を設置し、計画の策定について議論を行ってきました。「会議」は、総合的・計画的な推進に関して必要な事項や施策の実施状況等を調査審議する場として位置づけられています。

計画の実施状況について毎年度点検・評価を行うとともに、計画中間年を目途に、量の見込みや確保方策をはじめとする事業の見直しの審議を行うなど、計画のPDCAサイクルの確保に努めてまいります。



(3)SDGsへの取組

2015年（平成27年）9月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「SDGs（持続可能な開発目標）」が採択されました。SDGsは、2030年（令和12年）までに世界中で達成すべき事柄として掲げられており、「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、17の目標と具体的に達成すべき169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、子育て支援の基本的な方向を定める本計画でも共通する普遍的な目標でもありえます。本計画でもSDGsの視点を取り入れて互いに支えあえる持続可能なまちづくりに取り組めます。



第2章 こども・子育てを取り巻く現状

1 長井市の人口、世帯、婚姻、就業の動向

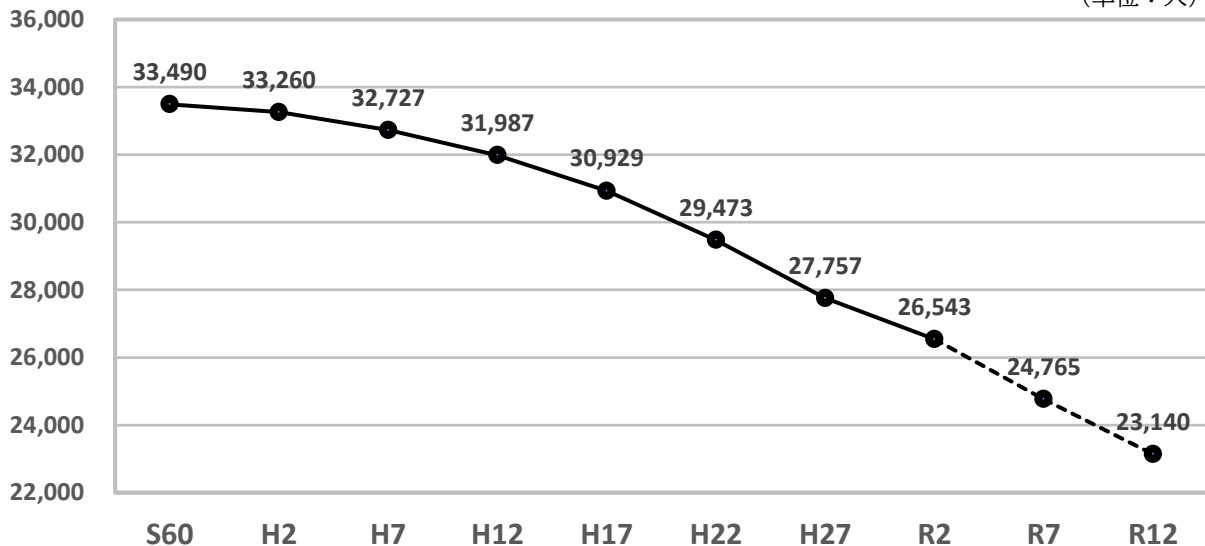
(1)人 口

長井市の人口については、平成7年頃まで3万3,000人前後で推移してきましたが、徐々に人口減少が進み、平成22年には3万人を割り込みました。その後も人口減少は加速し、令和7年度以降も減少が続くと予測されています。年齢3区分別人口については、少子高齢化の進行、15歳から64歳未満の生産年齢人口の減少が顕著になってきています。

出生率、合計特殊出生率についても、全体的に減少傾向が続いています。

【人口の推移】

(単位：人)

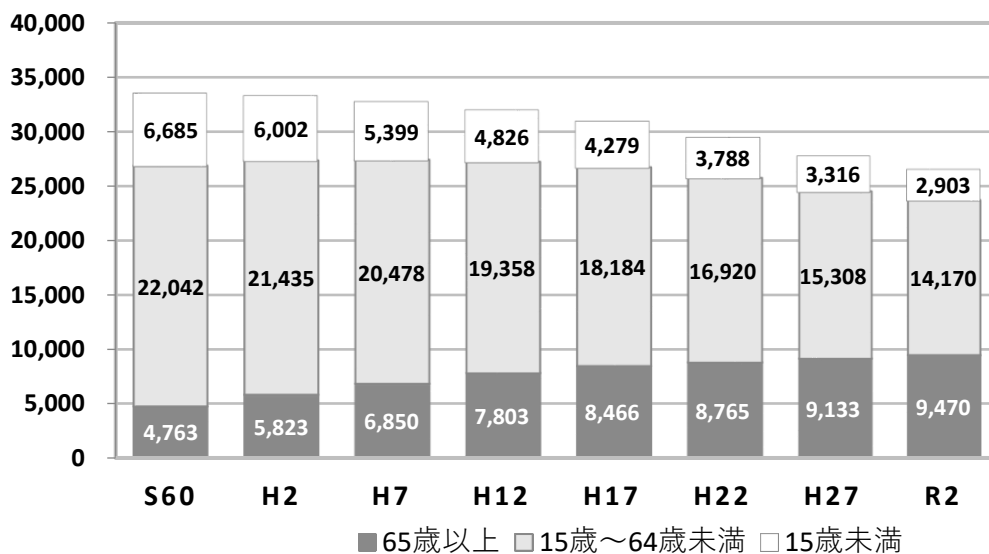


資料：国勢調査

R7、R12 は人口問題研究所推計 (R5)

【年齢3区分別人口推移】

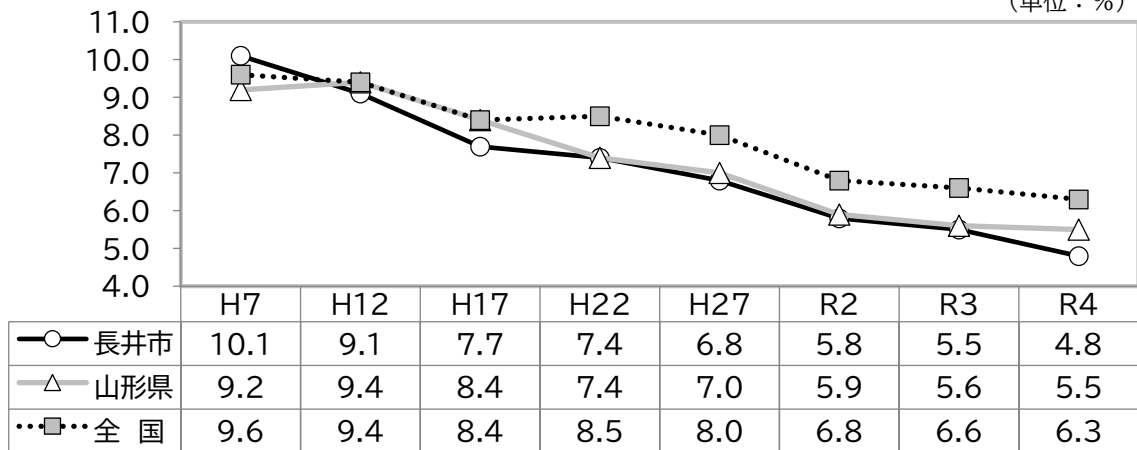
(単位：人)



資料：国勢調査

【出生率】

(単位：％)

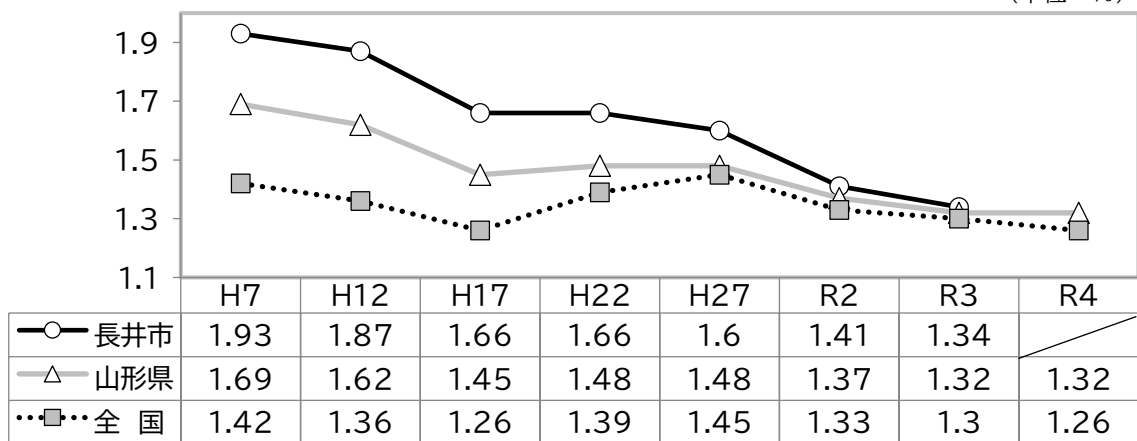


資料：市健康スポーツ課

※出生率：人口 1,000 人に対する出生数の割合。

【合計特殊出生率】

(単位：％)

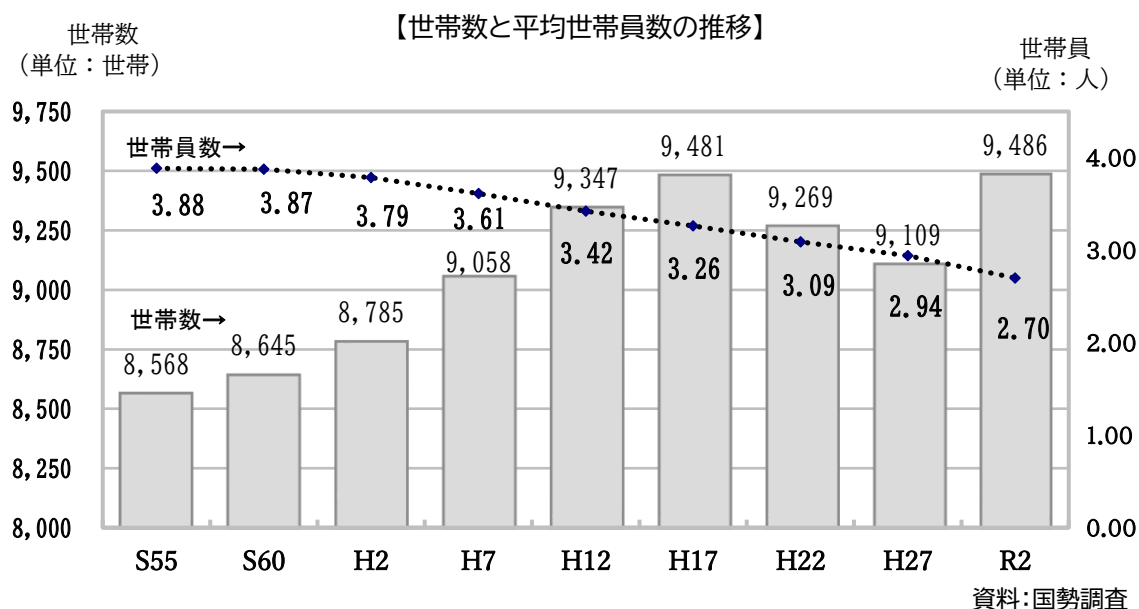


資料：市健康スポーツ課

※合計特殊出生率：期間合計特殊出生率。その年次の 15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときのこどもの数に相当する。

(2)世帯数及び世帯員数

世帯員数は減少し、世帯数は平成 17 年をピークにそれ以降減少傾向にありましたが、令和 2 年には平成 17 年と同水準まで増加しました。



(3)婚姻・離婚の動向

初婚年齢は、年々上昇傾向にあります。

また、母子家庭世帯数や父子家庭世帯数については、減少傾向となっています。

【初婚年齢推移】

(単位: 歳)

	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2	R4
全 国 (夫)	28.2	28.4	28.5	28.8	29.8	30.5	31.1	31.0	31.1
全 国 (妻)	25.5	25.9	26.3	27.0	28.0	28.8	29.4	29.4	29.7
山形県 (夫)	28.0	28.6	28.7	29.0	29.3	29.9	30.6	31.0	30.4
山形県 (妻)	25.4	25.9	26.2	26.6	27.3	28.1	28.8	29.2	29.2

資料: 人口動態調査

【父子、母子、寡婦家庭世帯数の推移】

(単位:世帯)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
母子家庭世帯数	312	299	297	259	259	236
(うち若年母子世帯数)	(63)	(64)	(70)	(48)	(45)	(45)
寡婦家庭世帯数	233	208	205	212	220	230
合計	545	507	502	471	479	466
父子家庭世帯数	54	56	57	44	39	32

母子家庭世帯：配偶者のいない女子で、現に 20 歳未満の児童を養育している世帯。

若年母子世帯：母親が 35 歳未満の母子家庭。

寡婦家庭世帯：配偶者のいない女子で 20 歳未満の児童を扶養していた 65 歳未満家庭。

父子家庭世帯：配偶者のいない男子で、現に 20 歳未満の児童を養育している世帯。

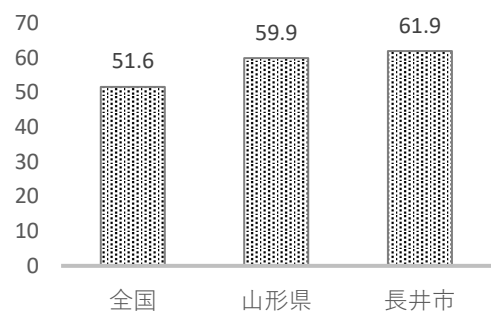
資料:市子育て推進課

(4)労働力の現状について

山形県の共働き世帯率は 59.9%と全国平均 51.6%を大幅に上回っており、全国でも 2 番目に高い値ですが、長井市の共働き率は 61.9%とさらに高いことが特徴です。

また、女性の労働力率（15 歳以上人口に占める労働力人口の割合※）を見ると、結婚や出産等で一時職を離れ、また復職するいわゆる「M字曲線」が国のグラフほど極端には見受けられず、若年期から中高年期まで、切れ目なく就労している状況がうかがえます。

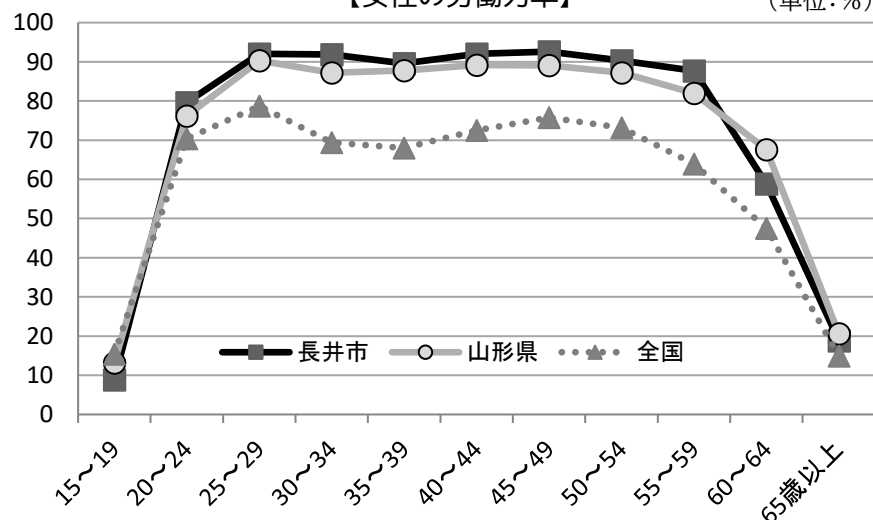
【共働き率】 (単位:%)



資料:R2 国勢調査

【女性の労働力率】

(単位:%)



資料:R2 国勢調査

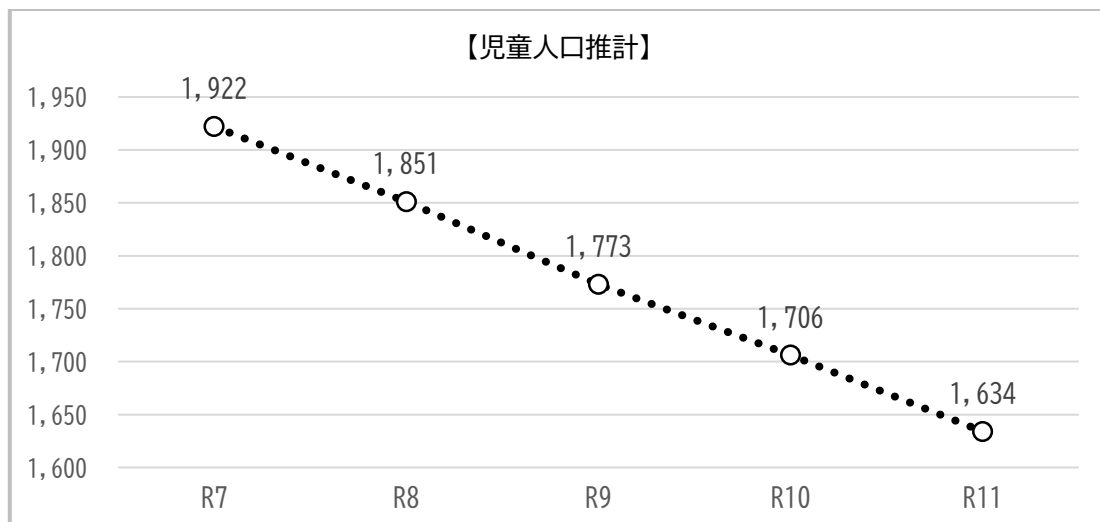
※労働力率＝「労働力人口」÷「15 歳以上人口（労働力状態不詳を除く）」×100
 （労働力状態不詳を「労働力人口」（分子）、「15 歳以上人口」（分母）の双方に含めない。）

(5) 児童人口の推計

過去の住民基本台帳人口の動きから「変化率」を求め、それに基づき算出する「コーホート変化率法」※により児童人口を推計しました。なお、0歳人口は、過去の15歳から49歳までの女性人口における出生数の推移から出生率を推計し算出しています。

(単位：人)

年齢	R7	R8	R9	R10	R11
0歳	116	110	105	99	94
1歳	118	113	107	102	96
2歳	114	118	113	107	102
3歳	141	116	120	115	109
4歳	146	144	119	123	118
5歳	166	144	142	117	121
0-5歳計	801	745	706	663	640
6歳	192	174	151	149	123
7歳	194	195	176	153	151
8歳	174	194	195	176	153
9歳	176	175	195	196	177
10歳	191	174	173	193	194
11歳	194	194	177	176	196
6-11歳計	1,121	1,106	1,067	1,043	994
合計	1,922	1,851	1,773	1,706	1,634



※「コーホート」とは、同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。「コーホート変化率法」は、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

2 子育て環境の現状

(1)教育・保育施設

長井市には、令和6年4月1日現在、認可保育所4園（私立）、認定こども園3園（私立）、家庭的保育事業所1園（私立）、児童センター5園（公立）があります。

保育所、認定こども園等の2・3号認定は横ばいですが、中央地区以外にある児童センターの入所児童数は減少しています。（1・2・3号認定については、P47 参照）

①保育所の入所状況の推移 （各年4月1日現在） （単位：人）

施設名	定員	R2	R3	R4	R5	R6
はなぞの保育園	120	119	121	115	116	105
白ゆり保育園	80	87	80	82	81	71
星の子保育園	69	58	62	85	84	76
おひさま保育園	50	34	24	39	39	42
市 外 委 託	—	13	12	8	12	11
合計	319	311	299	329	332	305

※定員は令和6年4月1日現在

②認定こども園の入所状況の推移 （各年4月1日現在） （単位：人）

施設名	定員	R2	R3	R4	R5	R6
認定こども園 長井めぐみ幼稚園	1号認定	15	21	19	15	9
	2・3号認定	100	78	80	84	92
認定こども園 小桜幼稚園	1号認定	25	47	40	36	26
	2・3号認定	30	34	33	34	35
認定こども園 白山こども園	1号認定	12	1	9	7	5
	2・3号認定	119	130	120	127	123
市外委託	1号認定	—	1	1	0	0
	2・3号認定	—	8	10	10	8
合計	1号認定	52	70	69	58	40
	2・3号認定	249	250	243	255	256

※定員は令和6年4月1日現在

③地域型保育事業の入所状況の推移 (各年4月1日現在) (単位:人)

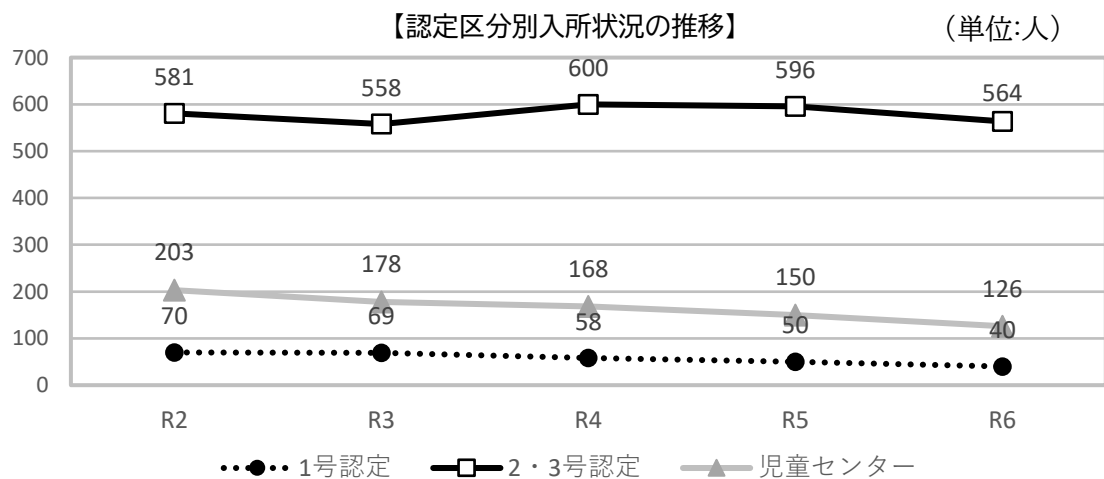
施設名	定員	R2	R3	R4	R5	R6
【事業所内保育事業】ベビーホーム杏	11	15	11	10	5	—
【家庭的保育事業】家庭的保育ルームひよっこ	5	5	5	5	2	3
市 外 委 託	—	0	0	1	0	0
合計	16	20	16	16	7	3

※家庭的保育ルームひよっこの定員は令和6年4月1日現在。

※ベビーホーム杏の定員は令和5年4月1日現在。ベビーホーム杏は令和6年3月末閉園

④児童センターの利用状況の推移 (各年4月1日現在) (単位:人)

施設名	定員	R2	R3	R4	R5	R6
致芳児童センター	130	52	48	43	44	32
西根児童センター	100	36	28	26	22	14
平野児童センター	100	30	26	28	25	25
豊田児童センター	100	64	62	55	48	47
伊佐沢児童センター	50	21	14	16	11	8
合計	480	203	178	168	150	126



⑥令和 6 年度年齢別入所状況（4 月 1 日現在）

（単位：人）

		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳以上	合計
認可保育所		23	60	70	51	101	305
認定こども園	1 号	-	-	-	9	31	40
	2・3 号	13	36	32	58	117	256
地域型保育事業		0	2	1	-	-	3
児童センター		-	-	14	21	91	126
合計		36	98	117	139	340	730

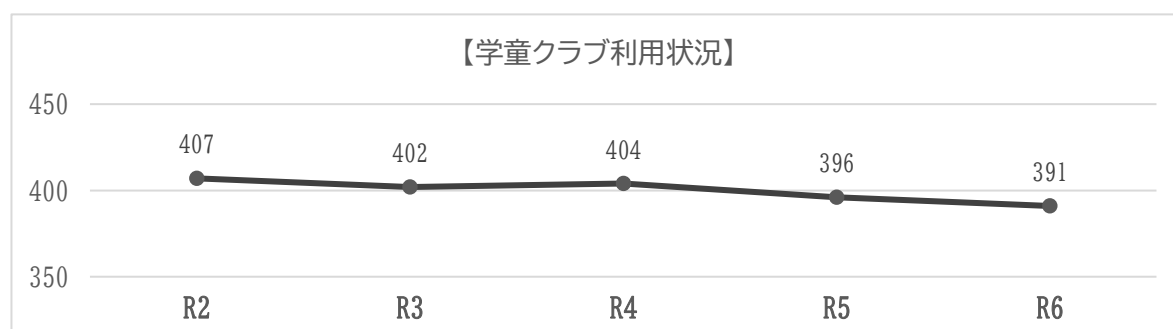
(2)学童クラブ

長井市の学童クラブは、令和 6 年 4 月 1 日現在、公立公営 2 施設、公立民営 7 施設、民立民営 2 施設となっており、利用児童はほぼ横ばいとなっています。

①施設の利用状況の推移（各年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

施 設 名		設置運営	R2	R3	R4	R5	R6
中央 学童クラブ	南	公立民営	66	64	72	63	70
	北(月)	公立民営	32	32	35	33	30
	北(星)	公立民営	30	32	29	34	30
	北(空)	公立民営	31	32	33	32	30
致芳児童クラブ		公立民営	35	36	40	42	39
西根学童クラブ		公立公営	37	37	36	36	37
平野学童クラブ		公立民営	58	47	46	50	50
豊田学童クラブ		公立民営	63	61	61	57	55
伊佐沢学童クラブ		公立公営	24	24	25	25	22
めぐみ学童クラブ		民立民営	29	35	25	24	28
あやめ学童クラブ		民立民営	2	2	2	0	0
合計			407	402	404	396	391



②学童クラブ学年別利用状況（各年 5 月 1 日現在）

（単位：人）

学年	利用児童数					【参考】 小学校児童数
	R2	R3	R4	R5	R6	R6
1 年	114	118	108	108	115	176
2 年	113	108	117	107	105	169
3 年	78	97	105	101	99	171
4 年	66	48	54	64	51	187
5 年	30	25	13	12	13	192
6 年	6	6	7	4	8	188
合計	407	402	404	396	391	1,083

(3)長井市子育て支援センター

妊娠期の方、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和元年度から令和 3 年度までは、子育て支援センター「まぎ～れ」、子育てでつながる家「いろは」を、令和 4 年にはその 2 か所に加えて、子育て支援センター「にじいろ」を開設しました。また令和 5 年 8 月には、長井市遊びと学びの交流施設くるんと内に「くるんと子育て支援センター」を開設しました。

利用状況

（単位：箇所、人、件）

利 用 数		R2	R3	R4	R5
箇所数		2	2	3	4
来 所 数	乳幼児	1,865	2,118	2,309	3,274
	保護者	1,759	2,023	2,219	3,492
相談数	基本的な生活習慣	179	167	112	133
	発達・発育	67	77	90	91
	育児・生活環境	70	66	40	54

(4)ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する人と当該援助を行うことを希望する人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

令和3年度及び令和4年度は新型コロナウイルスの影響により活動を休止しましたが、令和5年度からは長井市遊びと学びの交流施設内で事業を再開し、協力会員の養成講座の実施等により会員の増加を図っています。

(単位：延べ利用者数)

年度	R2	R3	R4	R5
延べ利用者数	2	—	—	0

(5)一時預かり事業

1号認定児童への預かり保育は、市内全ての認定こども園で実施しています。

おもに家庭保育のこどもが一時的に家庭での保育ができないとき、一時預かり（一般型・余裕活用型）で預かりを行っています。市内保育所1園、地域型保育事業1園に加え、令和5年9月からはくると子育て支援センター内で実施し、土日祝日の対応も可能となりました。

(単位：延べ利用者数)

年度	R2	R3	R4	R5
幼稚園型	2,618	2,296	1,976	2,079
一般型・余裕活用型	127	124	172	415

3 ニーズ調査について

(1)調査の目的

「長井市第三期子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、子育て支援に関する状況や今後の利用希望などの意向を把握し、基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2)調査の対象

調査対象：長井市内の就学前児童の保護者、および小学校児童の保護者

(3)調査方法

就学前児童：市内の施設利用児は施設を通じて配布・回収

市内保育施設を利用していない児童は郵送による配布・回収

小学校児童：市立小学校在籍児童は学校を通じた配布・回収

養護学校等在籍児童は郵送による配布・回収

(4)調査期間

令和6年1月17日（水）～令和6年1月31日（水）

(5)回収状況

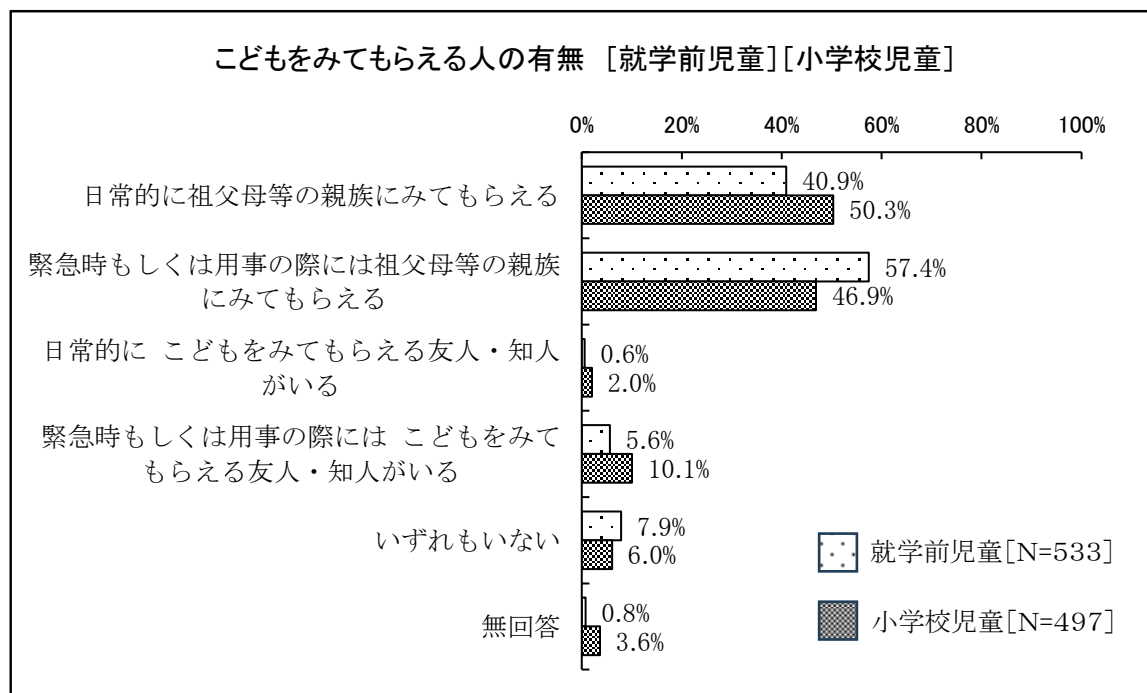
	配布数	回収数	回収率
就学前児童	749 票	533 票	71.2%
小学校児童	837 票	497 票	59.4%

(6) ニーズ調査結果の概要

① こどもをみてもらえる親族・知人の状況について

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童で 40.9%、小学校児童で 50.3%、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」家庭は、就学前児童で 57.4%、小学校児童で 46.9% となっており、5 割前後の家庭で、祖父母にこどもをみてもらえる状況がみられます。

一方で、周囲の援助が得られない子育て環境にいる（こどもをみてもらえる人が「いずれもない」と回答）家庭が、就学前児童で 7.9%（平成 30 年度調査時 5.1%）、小学校児童で 6.0%（平成 30 年度調査時 4.0%）となっています。



② 子育て相談について

相談する人や場所が「いる／ある」が就学前児童・小学校児童共に 9 割を超えている一方、「いない／ない」が就学前児童で 1.5%、小学校児童で 2.8% となっています。

子育ての不安や悩みの相談相手（相談先）として、就学前児童・小学校児童共に「ご自身や配偶者の親、家族、親族」の割合がもっとも高く、次いで「配偶者」、「友人や知人」の順となっています。

一方、就学前児童・小学校児童共に健康スポーツ課や子育て推進課等の市担当課は 1 割に満たない結果となっています。

③ 母親の就労状況および就労希望について

母親の就労について、就学前児童で 90.8%、小学校児童で 89.9%が就労しており、出勤時間は「8 時」、帰宅時間は「18 時」がもっとも高くなっています。

現在、パート・アルバイト等で就労している母親における今後の就労希望については、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が高く、就学前児童で 42.0%、小学校児童で 50.0%となっています。

一方、「フルタイムへの転換希望がある」という回答（「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」及び「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」という回答の合計）が就学前児童では 48.0%、小学校児童では 43.8%で共に 4 割を超えています。

■保護者の就労状況の比較

設 問	就学前児童保護者	小学校児童保護者
父親の就労状況	フルタイム：88.4 % パート・アルバイト等：0.6 % 未就労：0.6 % 無回答：10.5 %	フルタイム：79.7 % パート・アルバイト等：0.6 % 未就労：0.4 % 無回答：19.3 %
母親の就労状況	フルタイム：72.0 % パート・アルバイト等：18.8 % 未就労：8.3 % 無回答：0.9 %	フルタイム：70.6 % パート・アルバイト等：19.3 % 未就労：7.0 % 無回答：3.0 %

④ 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況・希望について

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況では、定期的な教育・保育の事業を「利用している」が 92.5%となっています。利用している事業では、「認可保育所」が 40.6%と最も高く、次いで「認定こども園」(35.1%)、「児童センター」(20.3%)となっています。

現在の利用状況にかかわらず、利用希望を尋ねたところ、「認定こども園」が 45.4%と最も高く、次いで「認可保育所」(44.7%)、「児童センター」(27.6%)となっています。

⑤ 教育・保育事業を利用していない理由について

平日の定期的な教育・保育事業を「利用していない」家庭は 7.3%で、前回調査（平成 30 年度調査時 16.5%）に比べて 9.2 ポイント低くなっています。

利用していない理由は、「こどもがまだ小さいため」が 53.8%と最も高く、次いで「利用する必要がある」が 46.2%、「その他」が 15.4%、「こどもの祖父母や親戚の人がみている」が 12.8%となっています。

「保育・教育の事業に空きがない」は 2.6%で、前回調査（平成 30 年度調査時 14.0%）に比べ、11.4 ポイント低下しています。「こどもの祖父母や親戚の人がみている」は 12.8%

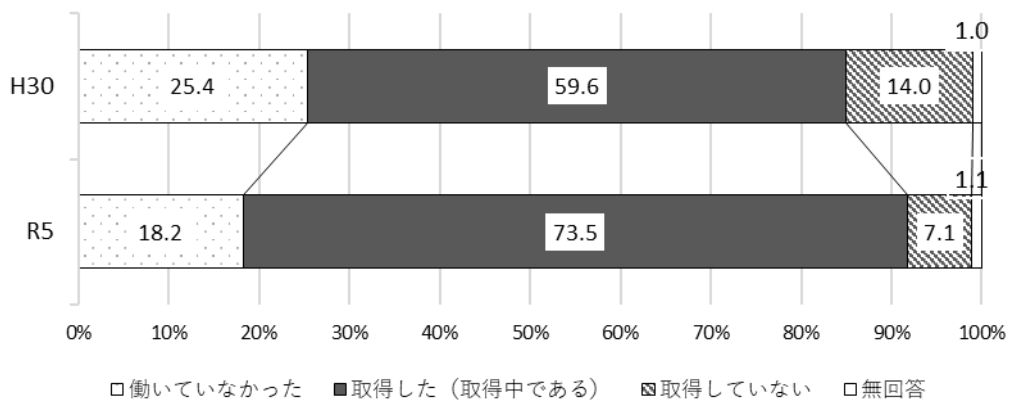
で、前回調査（平成 30 年度調査時 22.0％）に比べ、9.2 ポイント低下しています。

また、教育・保育事業を利用していない理由について「こどもがまだ小さいため」と回答した人に、こどもが何歳になったら利用したいかを尋ねたところ、「1 歳」が 47.6％、「3 歳」が 33.3％、「2 歳」が 4.8％となっており、低年齢のうちから事業を利用したいという希望があることがわかります。

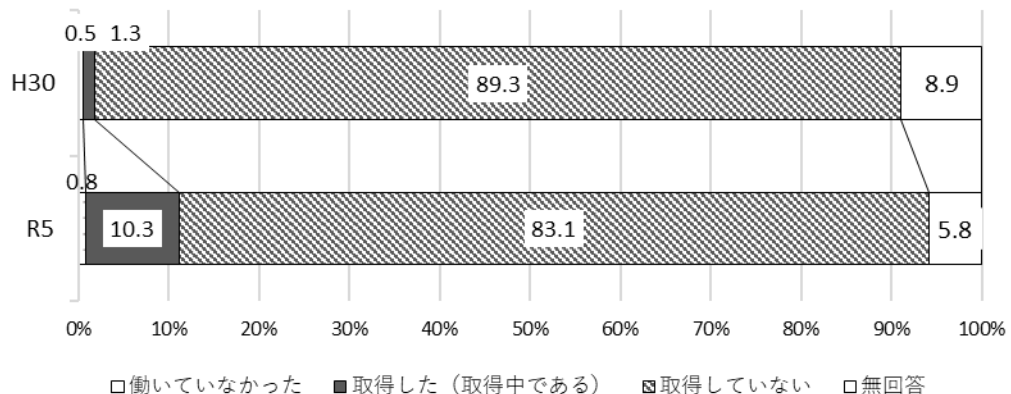
⑥ 育児休業制度の利用状況について

育児休業の取得状況では、母親では「取得した（取得中である）」が 73.5％で、前回調査（平成 30 年度調査時 59.6％）と比較し、13.9 ポイント上昇しています。父親については、「取得していない」が 83.1％と高い割合となっているものの、「取得した（取得中である）」が 10.3％で、前回調査（平成 30 年度調査時 1.3％）と比較すると 9 ポイント上昇しています。

■母親の育児休業の取得状況



■父親の育児休業の取得状況



⑦ 小学校児童の放課後の過ごし方について

小学校低学年の放課後の過ごし方の希望について、就学前児童では「学童クラブ」がもっとも高く 63.0%、次いで「自宅」が 32.5%、小学校児童では「学童クラブ」がもっとも高く 55.7%、次いで「自宅」が 45.4%となっています。

小学校高学年の放課後の過ごし方の希望では、就学前児童（58.2%）・小学校児童（73.6%）共に「自宅」がもっとも高くなっています。「学童クラブ」は就学前児童で 34.9%、小学校児童で 22.3%と、小学校低学年時の希望に比べて少なくなっています。

■学童クラブの利用希望

	就学前児童保護者			小学校児童保護者		
	H25 年度	H30 年度	R5 年度	H25 年度	H30 年度	R5 年度
小学校低学年	44.4%	65.9%	63.0%	30.9%	41.2%	55.7%
小学校高学年	14.5%	29.5%	34.9%	14.3%	20.8%	22.3%

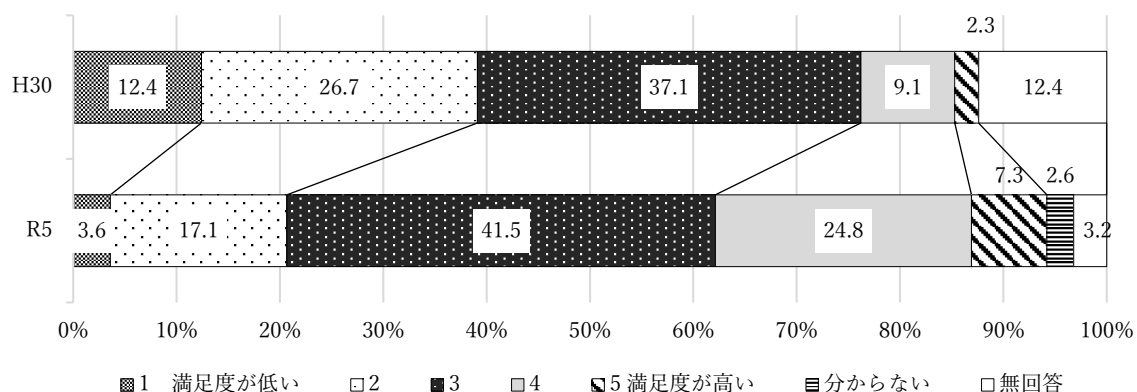
⑧ 第2子以降の妊娠や出産について

第2子以降の妊娠や出産について、躊躇したり諦めたりした経験があるかを問う設問では、「ある」が、就学前児童で 44.7%、小学校児童では 38.4%となっています。躊躇したり諦めた理由については、就学前児童・小学校児童共に「子育てや教育に費用がかかるから」がもっとも高く、次いで「家事・育児の負担が大変だから」、「妊娠から出産に費用がかかるから」となっています。

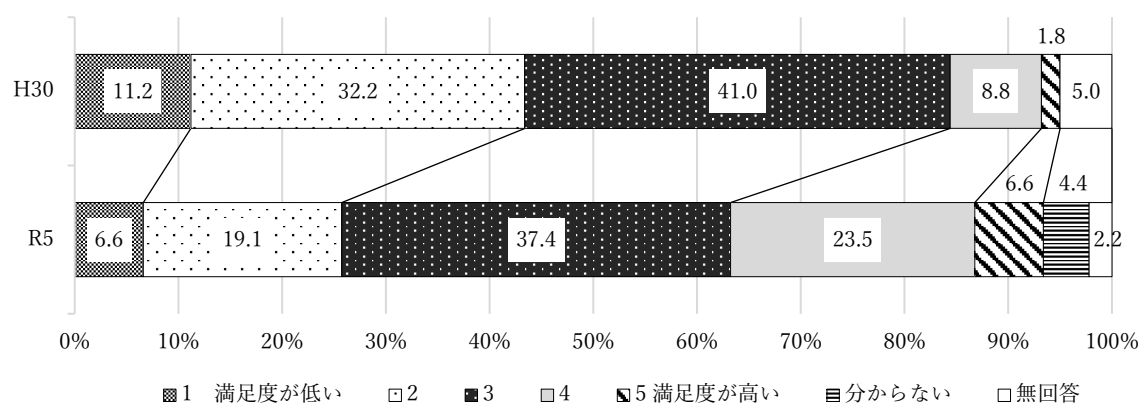
⑨ 長井市の子育て環境への満足度および期待する子育て支援について

市の子育て環境や支援に対する満足度を5段階で評価する設問では、「満足度が高い」を示す「4」及び「5」の合計が就学前児童では 32.1%で、前回調査（平成30年度調査時合計 11.4%）と比較し、20.7ポイント上昇しています。また、「満足度が低い」を示す「1」及び「2」の合計が就学前児童では 20.7%で、前回調査（平成30年度調査時合計 39.1%）と比較し、18.4ポイント低下しています。前回調査と比較し、「満足度が高い」が上昇し、「満足度が低い」が低下している結果は小学校児童にも共通しており、5年前と比較し、市の子育て環境や支援に対する子育て世代の満足度が高くなっている傾向がうかがえます。

■子育ての環境や支援全般への満足度（就学前児童）



■子育ての環境や支援全般への満足度（小学校児童）



市の子育て環境や支援に対して期待する制度については、就学前児童では「こども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」、「保育所、認定こども園、児童センター等にかかる費用負担の軽減」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境改善の働きかけ」の割合が高く、小学校児童では「住環境における子育て世代の優遇措置」、「こども連れでも出かけやすく楽しめる場所の整備」、「安心してこどもが医療機関にかかることができる体制の整備」、「残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対する職場環境改善の働きかけ」の割合が高くなっています。（「無回答」を除きます。）

4 第二期計画の振り返り（評価）

第二期長井市子ども・子育て支援事業計画では、4つの基本目標を掲げ、この基本目標の達成に向けた施策の展開を行ってきました。

その4つの基本目標ごとに、各施策の所管課において「A：計画以上に進んでいる」「B：計画通りに進んでいる」「C：計画より若干遅れている」「D：計画より大幅に遅れている」の4区分で評価を行いました。

基本目標1 安心して産み育てられる環境づくり

	A 計画以上に 進んでいる	B 計画通りに 進んでいる	C 計画より 若干遅れている	D 計画より 大幅に遅れている
件数	7	20	0	0

【主な取り組み】

- 子育て世代包括支援センター(母子健康包括支援センター)では、妊産婦・乳幼児等の個々の状況を把握するとともに、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行いました。対象者全員の支援プランを策定し、困難ケースについてはケース支援会議等で関係機関と情報共有し、支援方針を検討しています。令和6年度には、新設したこども家庭センターに機能を移行し、すべてのこども及び妊産婦並びに子育て世帯の福祉に関し、包括的に、かつ切れ目のない支援を一体的に行っています。
- 公認心理師による子育て支援相談、言語聴覚士によることばの相談は、年々希望者が増加しており、申込み状況に応じて、追加枠を設けるなどの対応を行いました。保育施設と保護者が相談内容を共有し、同じ方向性で成長を促すことができるよう情報共有を図っています。
- 子育てコンシェルジュを配置することにより、こどもの預け先について、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整を行い、利用者の意向に寄り添った対応に努めました。
- 産後ケア事業として、産後の体と心を整える骨盤スリムヨガ、母子の触れ合いを深めるベビーマッサージを実施する「産後すまいる教室」を開催しました。
- 「すくすく子育て応援ラジオ」では、子育て支援センター等のイベント情報、食育プチ情報、子育てに関してのお役立ち情報の紹介を行いました。「すくすく子育て応援アプリ」では、育児情報や感染症情報について発信しています。また、令和5年度からは各種教室や相談の予約をとることができるなど市民の利便性の向上を図りました。

基本目標2 次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実

	A 計画以上に 進んでいる	B 計画通りに 進んでいる	C 計画より 若干遅れている	D 計画より 大幅に遅れている
件数	0	24	2	1

【主な取り組み】

- 保育所、認定こども園、児童センターと小学校との間で円滑な接続ができるよう、こども同士の交流や職員同士の情報交換等を行うとともに、学校教育課に幼保小等連携専門員を配置し、特別な配慮を必要とする未就学児の把握や小学校へ円滑につなぐための情報共有を実施しました。
- 令和3年度から児童センターとすみれ学園へ給食共同調理場からの給食搬入を開始しました。栄養士による保護者への食育講話やこども達への読み聞かせ給食、食育体験も行い、心も体も健やかに成長できるよう、食べることを通したこども達の育ちに寄り添う給食づくりに努めています。
- 一時預かり事業では、従来から実施していた保育施設に加え、くるんと子育て支援センター等でも事業を開始しました。くるんと子育て支援センターの開設により土日祝日の対応や3歳児から小学校入学前の預かりが可能となり、利用ニーズへの対応に繋がりました。
- 致芳学童クラブについて、令和5年度に致芳小学校の余裕教室を改修し、受入可能人数の拡充を行うことができました。他の一部の学童クラブについて、施設の老朽化が課題となっています。
- 放課後子ども教室について、令和2年度～令和4年度は、新型コロナウイルス感染症に係る独自のガイドラインを設け、感染に最大限留意しながら活動を行うことができました。
- 令和5年8月に遊びと学びの交流施設くるんが開館しました。天候に関わらずこどもが体を動かして遊べる屋内遊戯場に加え、子育て支援センターや一時預かり等の機能も備えることで子育て支援の充実を図っています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で一部の事業で計画に遅れが出た事業もありました。

基本目標3 子育てに安心とゆとりをもてる支援

	A 計画以上に 進んでいる	B 計画通りに 進んでいる	C 計画より 若干遅れている	D 計画より 大幅に遅れている
件数	3	34	1	0

【主な取り組み】

- すみれ学園では児童発達支援に加え、令和5年度からは放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援を開始しました。また、令和6年度には新園舎に移転するとともに看護師や言語聴覚士、作業療法士、理学療法士を配置し、事業内容の拡充を図ることで、障がいのあるこども一人ひとりの発達に合わせた支援の提供を行っています。
- 学校、保育所等において医療的ケアが必要な児童に対し、安全な教育、保育活動が実施されるよう、ガイドラインの策定や、看護師の配置を行っています。
- 要保護児童対策地域協議会の設置や乳幼児健康診査、保育所訪問、学校や保育施設等の関係機関との連携により、児童虐待の早期発見、早期解決に努めるとともに、継続的な状況把握を行っています。
- 家庭児童相談員を2名配置し、家庭における児童養護の相談、助言等を行いました。また、育児不安や悩みがある等、介入が必要な家庭については、保健師や家庭児童相談員による訪問を行い、複雑、多様化する相談に対応しています。
- 全てのこどもたちが等しく教育を受けられるようにするため、経済的な理由により教育費の支出が困難な保護者への援助を実施しました。
- 医療費（保険診療分）の自己負担額について、令和3年度までは中学生まで、令和4年度からは市独自で高校生までに拡大して全額助成しました。
- 保育料について、国基準の保育料に対し所得階層に応じて引き下げを行っています。また、県の段階的負担軽減交付金を活用し、一部の所得階層区分の世帯の保育料軽減を行いました。

基本目標4 地域で子育てを支えるまちづくり

	A 計画以上に 進んでいる	B 計画通りに 進んでいる	C 計画より 若干遅れている	D 計画より 大幅に遅れている
件数	0	12	0	0

【主な取り組み】

- 小学校の通学路等の安全点検により、警察や道路管理者、交通安全協会等の関係者の協力のもと、横断歩道の設置や防犯カメラ、防犯灯の新設や修繕等の安全対策を行っています。
- 交通安全専門指導員による就学前児童への交通教室、保護者への講話、親子歩行訓練を実施し、交通安全意識の普及・啓発を行っています。
- 各地区の地域づくり計画に基づき、各地区の特色を活かし、学習会や体験学習会などのこどもの居場所づくり等を実施しました。また、こどもからお年寄りまで、多年代が交流できる事業を実施しました。令和3年度からは、長井市コミュニティ協議会が設立され、各コミュニティセンターの事業等について横の交流・連携を図っています。
- ワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、国の法令、両立支援制度の周知や県の認定制度の加入促進に取り組みました。

5 こども・子育てを取り巻く課題

長井市のこどもを取り巻く現状やアンケート調査結果、第二期子ども・子育て支援事業計画の評価を踏まえ、長井市のこどもや子育てを取り巻く課題を整理しました。

1 安心して妊娠・出産・子育てができる環境

核家族化が進み妊婦及びその家庭への支援がこれまで以上に必要となっています。ニーズ調査の結果では、気軽に相談できる人がいない保護者はわずかであったものの、子育ての不安や悩みの相談先として、子育て支援センターや自治体の担当窓口の割合は低かったことから、身近で気軽に相談できる仕組みづくりや相談窓口のPRや子育てに関する効果的な情報発信の強化が必要です。

また、こどもや保護者が一緒に楽しめる居場所づくりや保護者同士の交流、地域とのつながりを育むための交流の場をつくることで、子育て世帯の不安感や負担感、孤立感の軽減を図るとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進し、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えることが必要です。

2 教育・保育の充実

ニーズ調査結果を見ると、母親のフルタイム就労が7割を超えており、低年齢のうちから教育・保育事業を利用したいという希望が高く、就学前児童数は減少傾向となっているものの、今後も低年齢児の保育ニーズは高水準のまま推移することが見込まれます。また、保護者の就労形態の多様化への対応や、保護者の心理的、身体的負担の軽減を図るため、利用ニーズに沿った多様な保育サービスの充実が必要となっています。併せて、職員の資質向上や人材確保に取り組み、市全体の教育・保育の質を向上させる必要があります。一方で就学前児童数が減少傾向にある中で、公立施設と私立施設を含めた、教育・保育施設の在り方について検討していく必要があります。

長井市ではこれまで計画的に学童クラブを整備し、利用ニーズに対応してきたものの、一部の学童クラブでは施設の老朽化が進み、こども達が伸び伸びと安全に過ごすための環境整備に苦慮する状況も発生しています。また、特別な支援が必要な児童の増加に伴い、学童クラブ支援員の人材確保も課題となっています。こども達が放課後を安心、安全に過ごすために、放課後のこどもの居場所づくりを、学童クラブや放課後子ども教室も含め地域全体で総合的に推進していく必要があります。

こども達が豊かな個性を伸ばし、健やかに成長していく大事な時期である幼児期から学童期において、保育所、認定こども園、児童センターと学校間の連携を密にし、幼保小・小中学校における学びの連続性が大事になってきます。幼児期から取り組んでいる読み聞かせ等の事業を継続し、更なる語彙力の向上・聞く力の向上を図ることはもちろんのこと、障がい

のあるこどもや特に支援が必要なこどもへの適切な支援を行うための情報提供、引継ぎを関係課間で密に連携していきます。

3 困難な課題を有するこども・世帯への支援

障がいのあるこどもや、発達障がい等特別な支援が必要と考えられるこどもの割合は年々増加傾向にあり、個々の発達段階に応じたきめ細かな対応が望まれています。また、そのようなこどもに関しては、早期発見・早期の適切な療育が重要であるとされる中、こども自身だけでなく、養育する保護者等の支援も必要です。

今後は、こどもの特性を考慮し、医療・保健・教育の関係機関とより一層の連携を図り、切れ目ない支援、きめ細かな相談体制等の充実と、障がいのあるこどもとその家庭の日常生活の支援に努めるとともに、社会生活に必要な生活習慣などを確立していく必要があります。

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加しており、子育て世代を取り巻く、社会環境、家庭環境等が著しく多様化、複雑化し、こどもの養育に対する親の悩みが深刻化しています。長井市でも児童虐待に関する相談が多種多様化しており、その児童虐待の相談の内容によっては、ケース検討会（支援会議）等を開催するなど、今後も継続的に関係機関の連携を強化することが重要となります。

全国的にひとり親家庭の増加とこどもの貧困が問題となる中、長井市の実態を把握するとともに、ひとり親家庭、貧困家庭への支援を強化する必要があります。

また、虐待、不登校、ひきこもりなど深刻な悩みや困難に直面したこどもの居場所づくりやこどもや保護者が相談できる環境の充実を図り、こども一人ひとりの最善の利益が尊重される社会をつくっていくことが必要です。

4 地域や社会における子育て支援

近隣関係の希薄化が進む中、地域全体でこどもを育てる機運を醸成し、こどもが地域の人と関わりながら、多様な体験・活動を行うことができる機会の充実が必要です。

育児休業の取得状況では、5年前と比較し、母親、父親ともに育児休業を取得した割合は増加しており、育児休業を取得しやすい職場環境が少しずつ整ってきていることが伺えるものの、父親の取得状況は約1割と依然低い状態です。長井市では共働き率は高く、父親母親ともに、働きながら安心してこどもを生み育てることできるよう、今後も企業等の協力を含め、周囲の意識改善や仕事と子育てが両立できる環境づくりが必要です。

さらに、市民や事業者、行政など、多様な主体が子育てを支えていく地域社会を築いていくことにより、こどもが健やかに成長できる環境をつくっていくことが重要です。

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念(第三期計画)

基本理念

安心して子どもを産み育て、 こどもが健やかに成長できるまち

少子化や核家族化などの社会環境の変化により、世代間交流や地域における人間関係の希薄化など、子育てにかかわる環境が著しく変化しています。また、共働き家庭の増加、就労形態の多様化などに伴い、子育てに対する経済的・精神的負担感が増え、保育サービスや子育て支援に関するニーズが増加・多様化する傾向にあります。

こどもの健やかな成長のため、こどもの最善の利益を尊重し、家庭を原点に地域や事業所、保健・医療・福祉・教育など各分野が連携して社会全体でこどもの育ちを支え、安心して子どもを産み育てることができるまちを目指します。

以上、第三期計画の基本理念は、これまでの計画の理念を継承することとします。

2 基本目標

基本理念に基づき、以下の 4 つの基本目標を設定しました。

基本目標 1 安心して産み育てられる環境づくり

幼児期は生涯にわたる人格形成が培われるとともに、身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。親が子育ての喜びや楽しさを感じ、安定した気持ちを持ってこどもと向き合うことができ、こどもが身近にいる家族や大人の深い愛情に満たされながら健やかに成長できるよう、親の主体性と多様化するニーズを尊重しながら、妊娠期からの切れ目のない支援体制の充実を図ります。

基本目標 2 次世代を担うこどもたちの教育・保育の充実

すべてのこども達が必要な保育や教育を受け、健やかに伸び伸びと育つことができるよう、幼・保・小の連携のもとに質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育サービスの充実を図ります。また、放課後児童の居場所づくりの提供を通じて、次世代を担うこども達の育成支援の充実を図ります。

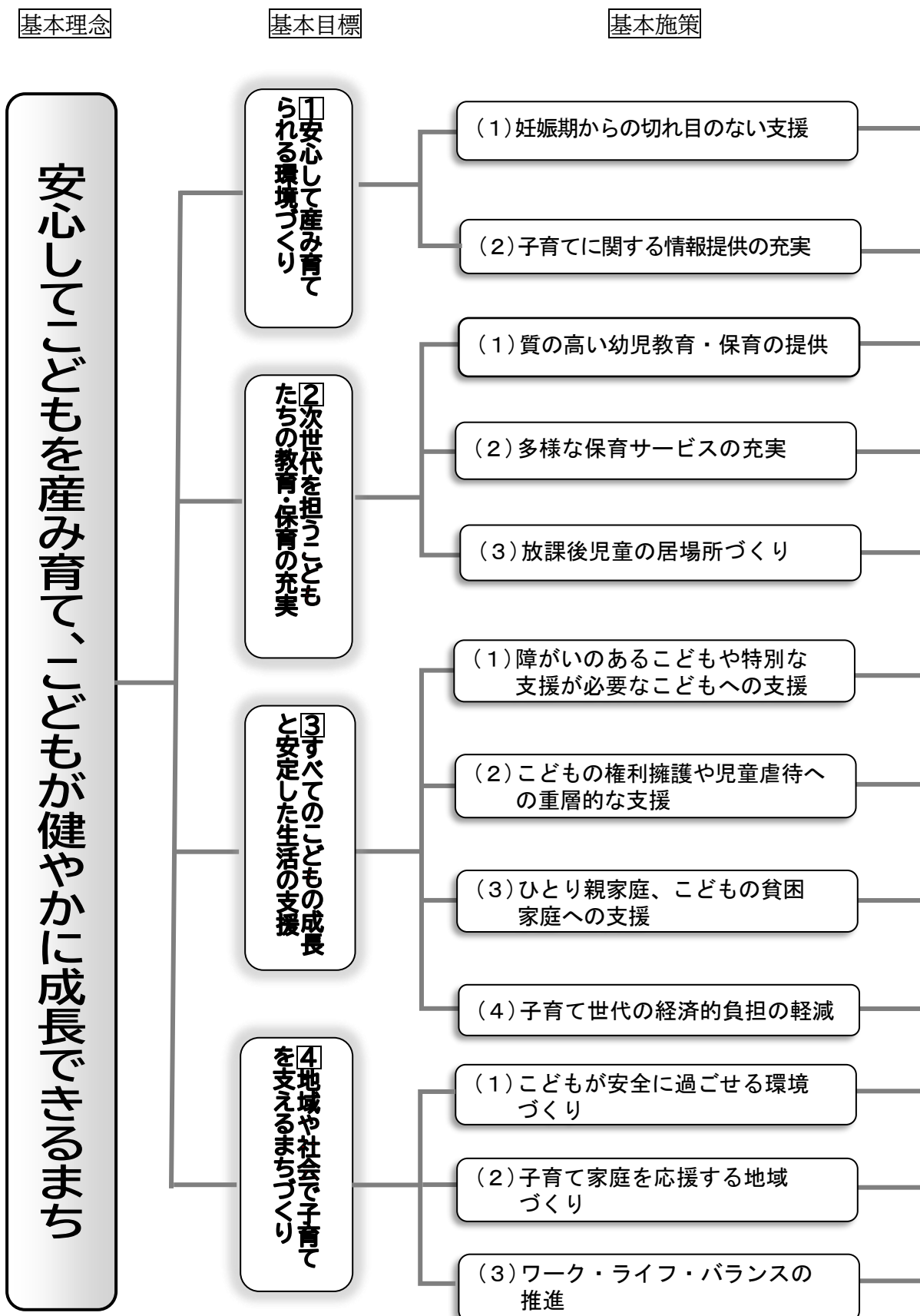
基本目標 3 すべてのこどもの成長と安定した生活の支援

子育て世代への経済的支援、障がいのあるこどもや特別な支援が必要なこどもへの支援の充実を図るとともに、こどもの権利擁護や児童虐待対策に関する体制の充実、こどもの貧困対策、不登校・ひきこもり対策等、子育て家庭への相談・支援の充実を図ることで、すべてのこどもが健やかに育ち、すべての家庭が安定した生活を営むことができる子育て支援の充実に努めます。

基本目標 4 地域や社会で子育てを支えるまちづくり

こどもの成長とともに喜び、親が安心して子育てができる環境を整えるため、市民・事業者・行政等が連携し、地域全体でこどもを育むまちづくりの推進を図ります。また、仕事と子育てを両立できるワーク・ライフ・バランスの推進などにより、地域や社会でこどもを見守り大切にするまちづくりを推進します。

3 施策の体系



事業名

○こども家庭センター ○不妊治療費助成事業 ○不育症治療費助成事業 ○母子健康手帳の交付
○妊婦健康診査事業 ○妊婦歯科健康診査事業 ○パパママ教室 ○祖父母教室
○新生児聴力検査費用助成 ○すくすく子育て応援ギフト事業 ○未熟児養育事業
○乳児家庭全戸訪問事業 ○産後ケア事業 ○離乳食もぐもぐ教室 ○出産・子育て応援事業
○乳幼児健康診査 ○予防接種の接種率向上と正しい知識の普及
○子育て支援相談・ことばの相談 ○子育て支援センター ○ブックスタート事業
○子育てコンシェルジュの配置 ○就学時健診

○子育て支援ガイドブックの作成 ○すくすく子育て応援アプリ ○すくすく子育て応援ラジオ
○子育て支援に関する情報発信

○私立保育所、認定こども園、地域型保育事業への支援 ○保育士確保対策
○児童センターにおける集団保育 ○児童センターの施設整備 ○幼保小の円滑な接続
○保育士等の資質向上 ○処遇改善を始めとする労働環境への配慮 ○児童センターへの給食提供
○保育所等における食育の推進

○一時預かり事業 ○乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○ファミリー・サポート・センター事業 ○病児・病後児保育事業 ○延長保育事業

○放課後児童健全育成事業（学童クラブ） ○学童クラブ支援員の資質向上
○学童クラブの施設整備 ○放課後子ども教室

○特別児童扶養手当 ○障害児福祉手当 ○重度心身障がい（児）者医療給付事業
○特別支援教育就学奨励費補助 ○障がい児保育の推進 ○すみれ学園の設置運営 ○巡回相談
○特別支援学校への通学支援 ○特別支援教育の推進 ○インクルーシブ教育の推進
○幼児期から学童期の切れ目ない支援体制の構築 ○医療的ケア児への支援
○外国籍児童生徒への日本語指導 ○ペアレント・プログラムの推進
○サポート・ファイルの取組

○こどもの権利擁護 ○要保護児童対策地域協議会 ○児童虐待防止 ○家庭相談の充実
○子育て短期支援事業 ○不登校・ひきこもり対策

○児童扶養手当 ○ひとり親家庭等医療給付事業 ○ひとり親家庭の自立支援
○母子・父子寡婦福祉資金貸付業務 ○母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業
○母子生活支援施設入所 ○就学援助制度 ○こども食堂 ○子どもの学習支援事業

○子育て支援医療給付事業 ○児童手当 ○保育料等の負担軽減 ○認可外保育施設保育料補助
○児童センター給食費補助 ○学童クラブ利用料補助
○ファミリー・サポート・センター料金補助

○児童公園の整備及び維持管理 ○通学路等安全点検事業 ○かもしかクラブ

○遊びと学びの交流施設運営事業 ○図書館におけるイベント開催 ○遊びのひろば
○コミュニティセンター等との連携による地域の子育て支援 ○青少年健全育成事業
○民生委員・児童委員運営事業

○ワーク・ライフ・バランス施策の推進 ○企業に対する啓発活動
○雇用環境の整備に関する制度
○「やまがたスマイル企業認定」等による働きやすい職場づくりの推進

第4章

各種施策の推進

基本目標 1

安心して産み育てられる環境づくり

基本施策

(1) 妊娠期からの切れ目のない支援

- 子育て世帯の不安感や負担感の軽減を図るため、こども家庭センターを中心に関係機関が連携し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の体制づくりを推進していきます。
- 子育て世帯のそれぞれの状況に応じて相談しやすい仕組みづくりを進めるとともに、育児やこどもの発達等において多様化する相談に円滑に対応します。
- こどもと保護者が一緒に楽しめる居場所づくりを行い、妊娠・出産・育児に関する各種の相談・情報提供・助言・保健指導などトータルでの支援や同じような子育て世代の保護者同士が交流したり情報交換等ができる環境を整備します。

	事業名	事業内容	担当課
①	こども家庭センター 【新規】	こども及び妊産婦並びに子育て世帯の各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行います。サポートプランの策定、保健医療や教育委員会等の関係機関との連絡調整を行い、一体的かつ切れ目のない支援を行います。	子育て推進課 健康スポーツ課
②	不妊治療費助成事業	特定医療機関において生殖補助医療または特定不妊治療を受けた人に対して、治療に要した費用から県の助成額を差し引いた額で 30 万円を限度に助成します。	健康スポーツ課
③	不育症治療費助成事業	不育症(妊娠しても流産・死産を繰り返す)の検査及び治療に係る医療保険適用外の費用、又は医療保険適用のヘパリン治療に係る費用について 30 万円を限度に助成します。	健康スポーツ課
④	母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を実施し、交付時に親子相談を行います。	健康スポーツ課
⑤	妊婦健康診査事業	妊婦健康診査に係る費用を助成(上限有り)します。妊婦健康診査 14 回分、子宮頸がん検診、HTLV-1、性器クラミジア検査、超音波検査 4 回分の費用が対象となります。	健康スポーツ課
⑥	妊婦歯科健康診査事業	妊婦歯科健康診査に係る費用を助成します。	健康スポーツ課
⑦	パパママ教室	妊娠期の不安解消と、父親と母親がともに協力して子育てを行うことができるよう、妊娠中の生活、親の役割・心構え・利用できる制度などを学ぶ機会を提供します。	健康スポーツ課

※各事業につき、第二期計画策定以降の新規事業に【新規】、第二期計画策定時から実施していた事業を追加明記したものに【追記】と記載

	事業名	事業内容	担当課
⑧	祖父母教室	祖父母世代が最近の子育て事情を知り、父母世代の育児についての理解を深め、お互いが幸せになる関わり方を学ぶため祖父母教室を開催します。	健康スポーツ課
⑨	新生児聴力検査費用助成 【新規】	赤ちゃんが出生した後に医療機関で実施する新生児聴覚検査(赤ちゃんの耳の聞こえの検査)に係る費用を助成します。	健康スポーツ課
⑩	すくすく子育て応援ギフト事業	長井市民として生まれたこどもの出生届時に育児用品等が入った「すくすく子育て応援ギフト」を贈呈します。	子育て推進課
⑪	未熟児養育事業	入院養育が必要な未熟児や虚弱児に対して、必要な医療の給付や訪問を行います。	市民課 健康スポーツ課
⑫	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月頃までの赤ちゃんがいる家庭に、保健師が訪問し、親子の健康状況の確認、育児の相談を行います。	健康スポーツ課
⑬	産後ケア事業 【新規】	心身のケアや育児サポートを行い、母子とその家族が地域で健やかに育児ができるよう支援します。 ・母乳・育児相談(助産師による相談(通所または訪問)) ・短期入所型(産科医療機関への宿泊) ・デイケア型(助産院または保健センターへの通所) ・居宅訪問型(保健師による訪問)	健康スポーツ課
⑭	離乳食もぐもぐ教室 【新規】	月齢ごとの離乳食のポイントや進め方を、保護者の方が実際に試食し、学ぶことができます。	健康スポーツ課
⑮	出産・子育て応援事業 【新規】	すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境を整備し、伴奏型相談支援や経済的支援を行います。	健康スポーツ課
⑯	乳幼児健康診査	年齢に応じた健診により健康状態を把握します。疾病の早期発見、早期治療のきっかけとし、必要に応じて専門機関等の紹介、保健師による継続的な支援を行います。 ・3 か月児健康診査 ・9 か月児健康診査(むし歯予防指導) ・1 歳 6 か月児健康診査(フッ化物歯面塗布) ・2 歳児親子歯科健康診査(フッ化物歯面塗布) ・3 歳児健康診査 ・5 歳児健康診査	健康スポーツ課
⑰	予防接種の接種率向上と正しい知識の普及	乳児訪問、乳幼児健診時等に接種状況の把握と勧奨を行うとともに、予防接種の正しい知識について、周知を図ります。	健康スポーツ課

	事業名	事業内容	担当課
⑮	子育て支援相談・ことばの相談	子育て支援相談では、育児や発達に関する悩みを解消するために、公認心理師による相談を行います。また、ことばの相談では、ことばの発達の遅れが心配される幼児とその保護者に対し、言語聴覚士が専門的な助言・指導を行います。	健康スポーツ課
⑯	子育て支援センター事業	子育ての相談の実施と、情報交換、子育て講座イベントなどを開催し、地域の子育て支援拠点として子育て支援センターの充実を図ります。	子育て推進課
⑰	ブックスタート事業	乳児健康診査の際、絵本の読み聞かせと絵本のプレゼントを行い、乳幼児への読み聞かせの推奨と定着を図ります。	健康スポーツ課
⑱	子育てコンシェルジュの配置	こどもの預け先について、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡・調整を行い、円滑な利用ができるよう支援します。	子育て推進課
⑳	就学時健診	就学時健診を実施し、小学校入学前に健康状態や発達状況を確認することで、早期の治療や支援につなげていきます。	学校教育課

基本施策 (2)子育てに関する情報提供の充実

○必要な家庭に必要な情報が確実に伝わるよう、分かりやすい情報を様々な媒体を活用して、効果的に発信します。

	事業名	事業内容	担当課
①	子育て支援ガイドブックの作成	「子育て支援ガイドブック」を作成、配布し、子育てに関する情報提供を行います。	子育て推進課
②	すくすく子育て応援アプリ	すくすく子育て応援アプリを通じ、子育て世代をサポートし、定期的に充実した子育て情報の配信を行います。	子育て推進課 健康スポーツ課
③	すくすく子育て応援ラジオ	隔週月・水曜朝と夕方、及び土曜日に、子育て情報を中心としたラジオ番組を、放送します。	子育て推進課 健康スポーツ課
④	子育て支援に関する情報発信	市報、あやめ Repo、フェイスブック、ホームページ等を活用し、子育て支援に関する情報提供を充実します。	子育て推進課 健康スポーツ課

基本目標 2

次世代を担う子どもたちの教育・保育の充実

基本施策

(1) 質の高い幼児教育・保育の提供

- 保育所、認定こども園、児童センター等と小学校の円滑な接続に努めるとともに、幼児教育・保育の質の確保と向上を図る取組を推進します。
- 保護者の身近な相談先である保育所、認定こども園、児童センター等において、保護者が抱える困難を適切に把握し、必要な支援につなげることができるよう職員の質の向上を図ります。
- 近年の保育ニーズの高まりと、将来の人口減少を視野に入れ、公立施設である児童センターと私立保育所・認定こども園等の今後の方向性について検討していきます。
- 国際化の進展に伴い、海外から帰国した児童や外国人児童、両親が国際結婚の児童などの外国につながる児童の増加が見込まれます。そのような児童が教育・保育施設等を円滑に利用できるよう、保護者及び教育・保育施設等に対する支援を検討します。
- 認定こども園は保護者の就労状況などに関わらず、教育・保育を一体的に受けることが可能である施設のため、国は普及に向けた取組を行っています。長井市の幼稚園はすでにすべての施設が認定こども園に移行しています。保育所から認定こども園への移行に関しては、事業者の意向を十分に踏まえ、必要に応じて検討を行います。

	事業名	事業内容	担当課
①	私立保育所、認定こども園、地域型保育事業への支援	私立保育所等に対し給付費を支給します。また、待機児童解消や保育サービス充実を図るため、施設整備に対する補助を行います。	子育て推進課
②	保育士確保対策	高まる保育ニーズに対応するため、保育所等との連携を密にし、保育士の確保や就労を支援します。	子育て推進課
③	児童センターにおける集団保育	児童センターにおける集団保育の充実を図るとともに、こども・子育て支援新制度の状況を見極めながら、認定こども園化など、児童センターの在り方を検討します。	子育て推進課
④	児童センターの施設整備	安心・安全・快適な保育環境の向上を図るため、長寿命化計画を作成し、老朽化した児童センターの段階的な修繕に努めます。	子育て推進課
⑤	幼保小の円滑な接続	保育所、認定こども園、児童センターと小学校との間で、こども同士の交流や職員同士の情報交換等を行い、小学校への円滑な接続を推進します。	子育て推進課 学校教育課
⑥	保育士等の資質向上	職員の資質向上を図るため、山形県等が実施する各種研修会の情報提供を行うとともに、保育士等の合同研修会等を推進します。	子育て推進課

	事業名	事業内容	担当課
⑦	処遇改善を始めとする労働環境への配慮	保育士・保育教諭等の処遇改善を始めとした労働環境の整備、改善を推進します。	子育て推進課
⑧	児童センターへの給食提供	児童センターとすみれ学園へ、給食共同調理場から給食を搬入します。また、食を通して地域への愛着や感謝の気持ちをはぐくむことができるよう、食育の推進を図ります。	子育て推進課
⑨	保育所等における食育の推進	地場製品の活用、食に関する保育実践、保護者への食についての情報提供等、学校給食共同調理場や保育所等・家庭・地域が連携した取り組みを進めます。	子育て推進課

基本施策 (2)多様な保育サービスの充実

○核家族化や共働き世帯の増加に伴い、多様化する保護者の就労形態に対応するため、多様な保育サービスの充実を図るとともに、保護者のニーズを把握し、事業内容の見直し、拡大等を検討します。

	事業名	事業内容	担当課
①	一時預かり事業	保護者の通院等による緊急時の一時的な保育、また、保護者のリフレッシュや冠婚葬祭等による保育需要に対応するため、市内保育施設等において一時預かり事業を実施します。	子育て推進課
②	乳幼児通園支援事業 (こども誰でも通園制度) 【新規】	多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間、就労要件を問わず時間単位で、6ヵ月～2歳までの未就園児の受入れを行います。	子育て推進課
③	ファミリー・サポート・センター事業	児童の預かり等の援助を受けることを希望する人(利用会員)と援助を行うことを希望する人(提供会員)の相互援助活動に関する連絡、調整を行います。提供会員は、養成講座の受講が必要です。	子育て推進課
④	病児・病後児保育事業	病児もしくは病気回復期にある児童について、保護者が仕事や病気などの理由で自宅で看病できない場合に、専用施設で一時的に保育を行います。	子育て推進課
⑤	延長保育事業	保育所や認定こども園、児童センターにおいて、通常の利用時間以外において保育を実施します。	子育て推進課

基本施策

(3)放課後児童の居場所づくり

- 学童クラブについて、保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。
- すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、校内交流型を中心とした放課後子ども教室を実施します。
- 放課後子ども教室と学童クラブの実施について、地域づくり推進課、子育て推進課、及び関係機関で組織している「育みネット」を活用し、関係機関と連携を図りながら、両事業の連携を深めるとともに、有効かつ円滑に運営できるよう実施体制を整備します。
- 放課後のこども達が、安心して安全に楽しく過ごすことができる居場所づくりについて、学童クラブ、放課後子ども教室、行政、地域、家庭等、関係機関全体での検討を進めます。

	事業名	事業内容	担当課
①	放課後児童健全育成事業(学童クラブ)	保護者が労働等により昼間家庭にいない就学児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供して、健全な育成を図ります。	子育て推進課
②	学童クラブ支援員の資質向上	放課後児童支援員等として資質向上を図るため、市主催の研修を実施するとともに、より多くの研修機会が持てるよう情報提供し、参加を促進します。	子育て推進課
③	学童クラブの施設整備	既存の学童クラブについて、保護者のニーズへの対応及びこどもが伸び伸びと過ごすことのできる環境の整備のため、小学校の余裕教室等の活用について検討します。	子育て推進課
④	放課後子ども教室	小学校に就学している児童が、放課後や休日を安全で安心な環境のもと健やかに過ごせるよう地域の方々の参画を得て、学習やスポーツ、文化活動を行う事業です。 全小学校区(6学区)で開催しており、今後も継続します。	地域づくり推進課

基本目標3

すべてのこどもの成長と安定した生活の支援

基本施策

(1)障がいのあるこどもや特別な支援が必要なこどもへの支援

- 障がいのあるこども等特別な支援が必要なこどもの健やかな発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、関係各課、関係機関との円滑な連携により、年齢や障がい等に応じ一貫して支援できる体制作りを推進します。
- 保育所等における障がいのあるこどもの受け入れを継続するとともに他の機関との連携を図ります。また、自閉症や学習障がい（LD）、注意欠落多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのあるこどもや特別な支援が必要なこどもについて、障がい等の状態に応じて、専門家による巡回相談を実施し、一人ひとりに応じた適切な支援を行います。
- 障がいのあるこどもや保護者に対する支援の強化を図るため、すみれ学園で、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援事業を行います。
- 医療的ケア児への支援について、必要とする支援の把握と課題を整理し、医療、子育て支援、保健、教育、福祉等関係機関の連携を進め、山形県の主催する研修等にも積極的に参加し、より良い体制づくりの情報収集に努めます。

	事業名	事業内容	担当課
①	特別児童扶養手当	認定を受けた障がい児の保護者に特別児童扶養手当を支給します。	子育て推進課
②	障害児福祉手当	認定を受けた障がい児に障害児福祉手当を支給します。	子育て推進課
③	重度心身障がい(児)者医療給付事業	重度心身障がい(児)者の医療費自己負担分を補助します。	市民課
④	特別支援教育就学奨励費補助	特別支援学級に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	学校教育課
⑤	障がい児保育の推進	関係機関と連絡と情報共有を密にし、配慮が必要な児童に対し、適切な保育を実施します。また、加配保育士等を配置する保育所・認定こども園等に対し補助を実施します。	子育て推進課
⑥	すみれ学園の設置運営	心身に障がいのある児童に、日常生活の自立を目標としながら、個別指導や訓練等を行います。多機能型事業所として、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、相談支援事業を行います。	子育て推進課
⑦	巡回相談	発達障がい等の専門的指導者による、保育士や学童クラブ支援員への指導を行い、スキルアップにつなげます。	子育て推進課

	事業名	事業内容	担当課
⑧	特別支援学校への通学支援	市外の特別支援学校に通学する児童に対し、福祉車両等による通学を支援します。	福祉あんしん課
⑨	特別支援教育の推進	学校教育支援員の配置や特別支援教育研修を通じた校内の体制整備等により、一人ひとりのこどもの特性に応じた支援を踏まえた学校運営を実施します。	学校教育課
⑩	インクルーシブ教育の推進 【追記】	小中学校において、国籍や人種、性差、障がいの有無等に関わらず、こどもの多様性を尊重し、こどもたちが共に学び合うインクルーシブ教育を推進します。	学校教育課
⑪	幼児期から学童期の切れ目のない支援体制の構築 【追記】	特別な配慮を必要とする未就学児の情報の把握や小学校へのつなぎを円滑に実施するため、幼保小等連携専門員の配置や幼児施設等の定期的な訪問により、切れ目のない支援を行う体制を構築します。	学校教育課 子育て推進課
⑫	医療的ケア児への支援	医療的ケア児が地域で生活するために必要な支援について、情報共有を図り協議します。 また、医療的ケア看護職員の配置や学校、保育施設内での研修を通して、医療的ケア児が安心して学校や保育施設での生活を送るための支援を実施します。	福祉あんしん課 子育て推進課 学校教育課
⑬	外国籍児童生徒への日本語指導 【追記】	外国籍の児童生徒の日本語習得の支援を実施することにより、安心して学校生活を送ることができる体制を構築します。	学校教育課
⑭	ペアレント・プログラムの推進	子育てに難しさを感じる保護者に対し、こどもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行うとともに、保育所や学童クラブ等の職員の保護者支援の手法として普及・推進します。	子育て推進課
⑮	サポート・ファイルの取組	山形県が進める「やまがたサポート・ファイル」の普及・促進を図ります。	福祉あんしん課 健康スポーツ課

基本施策

(2)こどもの権利擁護や児童虐待への重層的な支援

- こども自身が、ひとりの人間として大切にされ、守られる権利があること、必要なときは助けを求めることができることを社会全体で伝え、児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。
- 国においては、市町村が身近な場所でこどもや保護者を継続的に支援していくことが重要であるとし、こども家庭センターの法定化や児童相談所から市町村への事案送致について法整備を行っています。長井市においても、児童虐待の予防、早期発見、早期対応のため、要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携・強化を図ります。
- 児童虐待やDVについては、こどもへの心理的影響が将来にも及ぶことが考えられることから、関係機関との連携を図りながら取り組んでいきます。
- 不登校やひきこもりなどの悩みに直面したこどもの居場所づくりやこどもや家族が相談できる環境の充実を図ります。

	事業名	事業内容	担当課
①	こどもの権利擁護	体罰によらない子育てを推進するため、体罰や暴力がこどもに及ばず影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、乳幼児健診の場、子育て支援拠点、保育所、学校等も活用して普及啓発活動を行います。	子育て推進課 健康スポーツ課 学校教育課
②	要保護児童対策地域協議会	要保護児童対策地域協議会を設置運営し、児童虐待の早期発見・早期解決を図ります。	子育て推進課 健康スポーツ課 学校教育課
③	児童虐待防止	問題が深刻化する前の早期発見・早期対応、こどもや家庭に対するきめ細かな支援を行うため、各関係機関との連携を図りながら、専門的なアドバイスを積極的に活用し児童虐待を防止します。	子育て推進課 健康スポーツ課 学校教育課
④	家庭相談の充実	複雑・多様化する相談に対応するため、家庭児童相談員、保健師等による家庭相談を充実します。	子育て推進課 健康スポーツ課
⑤	子育て短期支援事業	近隣養護施設との連携を図るとともに、市内の民間福祉事業所、保育士や看護師等の有資格者による事業の構築、里親による支援など様々な事業展開を検討し、子育て短期支援事業所の確保に努めます。	子育て推進課
⑥	不登校・ひきこもり対策 【新規】	当事者やその家族へ寄り添った継続的な相談支援と居場所を提供するとともに、関係機関と連携を図り、当事者の社会参加へ向けた支援に努めます。	福祉あんしん課 学校教育課

基本施策

(3)ひとり親家庭、こどもの貧困家庭への支援

○ひとり親家庭の自立に向けたサポート体制を充実し、生活の安定とこどもの健やかな成長を図っていきます。

○全国的にこどもの貧困が問題になる中、貧困状態にあるこどもや家庭の早期発見と適切な支援について検討します。

	事業名	事業内容	担当課
①	児童扶養手当	父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない父子・母子家庭等の生活の安定と自立促進のために手当を支給します。	子育て推進課
②	ひとり親家庭等医療給付事業	ひとり親家庭等に対する医療費自己負担分を補助します。	市民課
③	ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の自立に向けての各種相談に対応します。	子育て推進課
④	母子・父子寡婦福祉資金貸付業務	生活の安定と自立のための就学資金や就業資金などの貸付や各種経済的支援に関する情報提供に努めます。	子育て推進課
⑤	母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業	ひとり親が継続的に安定した職に就けるよう、就職に必要な教育を受ける費用の一部、又は資格取得に必要な養成訓練中の生活の負担軽減を図るため、給付金を支給します。	子育て推進課
⑥	母子生活支援施設入所	母子家庭等のこどもの健全育成と母親の生活の自立を目指す場合における施設入所を支援します。	子育て推進課
⑦	就学援助制度	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者への援助を実施します。	学校教育課
⑧	こども食堂	貧困家庭や孤食のこどもに対し、食事や安心して過ごすことのできる場所の情報を提供します。	子育て推進課 福祉あんしん課
⑨	子どもの学習支援事業	生活困窮世帯に属する小中学生及び高等学校卒業程度認定を受けようとする者に対し支援等を行います。	福祉あんしん課

基本施策 (4)子育て世代の経済的負担の軽減

- 手当の支給や医療費の助成など、子育ての経済的な支援を行うことにより、家庭における生活の安定を支援し、安心して子育てができる環境を目指します。
- 「教育・保育の無償化」に伴う子育てのための施設等利用給付の実施について、制度や申請手続きについて周知に努めるとともに、保護者の負担の軽減や利便性等を勘案しながら公正かつ適正な給付を行います。

	事業名	事業内容	担当課
①	子育て支援医療給付事業	高校生までの医療費自己負担分を補助します。	市民課
②	児童手当	高校生までのこどものいる世帯に児童手当を支給します。	子育て推進課
③	保育料等の負担軽減	幼児教育・保育無償化を踏まえながら、こどもの数や世帯の所得に応じた保育所等保育料、児童センター使用料の軽減について検討します。	子育て推進課
④	認可外保育施設保育料補助	認可外保育施設に入所している世帯の保育料を、第1子から補助します。	子育て推進課
⑤	児童センター給食費補助	児童センターを利用する低所得世帯及び第3子以降の給食費を補助します。	子育て推進課
⑥	学童クラブ利用料補助	学童クラブを利用する低所得世帯及び多子世帯の利用料を補助します。	子育て推進課
⑦	ファミリー・サポート・センター料金補助	利用会員の負担を軽減し、協力会員の協力を得やすいよう、利用料金の助成を行います。	子育て推進課

基本目標 4

地域や社会で子育てを支えるまちづくり

基本施策

(1)こどもが安全に過ごせる環境づくり

○こどもが安全に安心して遊ぶことができるように、地域と連携し、公園遊具等の整備や維持管理に取り組みます。

○交通事故や犯罪などからこどもを守るため、関係機関と連携した環境の整備、交通安全指導を行うとともに、地域における見守りを実施します。

	事業名	事業内容	担当課
①	児童公園の整備及び維持管理	安全点検の結果と地区での必要性を考慮し、遊具の更新・修繕を計画的に行います。	子育て推進課
②	通学路等安全点検事業	小学校の通学路、保育所・こども園等の散歩コースの危険個所の確認・点検を行い、安心・安全な環境を整備します。	学校教育課 市民課 子育て推進課
③	かもしかクラブ	かもしかパレードや交通安全教室等により、就学前児童及び保護者へ交通安全意識の普及・啓発を行います。	市民課

基本施策

(2)子育て家庭を応援する地域づくり

- 遊びと学びの交流施設「くるんと」は、親子はもちろんのこと、幅広い世代の居場所となるとともに、子ども自身がいつでも、天候に左右されることなく、のびのびと「遊び」や「学び」をとおして成長することができる場として魅力ある運営を行っていきます。
- 各地区の地域づくり計画に基づいて、地域住民による地域の子ども達を育てる環境づくりが積極的に行われています。コミュニティセンターを核とし、「地域のこどもは地域で育てる」環境づくりを更に推進していきます。
- 子どもや保護者が一緒に楽しめる居場所づくりや保護者同士の交流の場をつくることで、子育ての孤立感を和らげ、地域の中でつながりをはぐくむことができる環境づくりを進めます。

	事業名	事業内容	担当課
①	遊びと学びの交流施設運営事業	屋内遊戯施設など子育て支援の拠点としての子育て世代活動支援センターと、多機能型図書館とを併設した遊びと学びの交流施設「くるんと」について、遊びと学びの場としての充実を図ります。	子育て推進課 地域づくり推進課
②	図書館におけるイベント開催	長井市立図書館において、ボランティア団体等の協力を得ながら、イベントを開催し、親子で絵本に親しむ活動を推進します。	地域づくり推進課
③	遊びのひろば	市内全地区の児童センターにおいて、施設を開放し、地域の子どもと保護者に遊びと交流の場を提供します。	子育て推進課
④	コミュニティセンター等との連携による地域の子育て支援	各地区の地域づくり計画に基づく、地域の特色を生かした地域ぐるみでの子育て環境の整備や子育て事業の実施を支援します。また、コミュニティセンター等と連携しその機能を活用しながら、子育て支援につながるよう努めます。	地域づくり推進課
⑤	青少年健全育成事業	青少年の健全育成を目的に活動する子ども会育成会連絡協議会、まちづくり青少年育成市民会議に対し、事業の委託や補助を行うことで、青少年健全育成の振興を図ります。	地域づくり推進課
⑥	民生委員・児童委員運営事業	地域福祉の推進のため、地域と行政のパイプ役として役割を担う民生委員・児童委員との情報共有を行います。	福祉あんしん課 子育て推進課

基本施策

(3)ワーク・ライフ・バランスの推進

○保護者が仕事をしながら子育てができるよう、仕事と子育ての両立に向けた支援を充実するとともに、育児休業やこどもの年齢に応じた柔軟な働き方を実現することができる環境づくりを目指すために、事業所への啓発等を行っていきます。

○男女共同参画社会を実現するため、国・県の取組みを推進するとともに、だれもが互いを尊重し合いながら仕事・家事・子育てに取り組むことができるよう、広報や各種講座等での啓発を行います。

	事業名	事業内容	担当課
①	ワーク・ライフ・バランス施策の推進	労働者の職業生活と家庭生活との両立のために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携を図ります。	商工振興課 地域づくり推進課
②	企業に対する啓発活動	企業に対する、働きやすい職場環境づくりの啓発活動を推進します。	商工振興課
③	雇用環境の整備に関する制度	雇用環境の整備に関する制度を検討します。	商工振興課
④	「やまがたスマイル企業認定」等による働きやすい職場づくりの推進 【新規】	企業による認定制度等の取得を通じて、「ワーク・ライフ・バランス」や「女性活躍」を目指す、働きやすい職場づくりを推進します。	地域づくり推進課 商工振興課

第5章 幼児期の教育・保育事業計画

この章では、各号ごとの教育・保育の「量の見込み」と確保方策について、向こう5年間の計画を策定します。

●認定区分と利用できる施設



※児童センターは2歳児から入所可能で、認定を受けずに利用できる施設となっています。



保育を必要とする事由
・就労（フルタイムのほか、 【パートタイム、夜間、居宅内の労働など】）
・妊娠、出産
・保護者の疾病、障がい
・同居又は長期入院等している親族の介護・看護
・災害復旧
・その他

1 幼児期の教育・保育提供区域の設定

長井市を1区域とします。

長井市は、人口24,420人（令和6年12月末現在）、面積214.67㎢と市の中でも小規模な自治体であることから、教育・保育提供について区域を分ける必要もなく、一体的かつ総合的に計画します。

2 教育・保育の量の見込みと確保策

■「量の見込み」の推計方法

教育・保育(本章)及び地域子ども・子育て支援事業(次章)に関する「量の見込み」の推計方法については、国の手引きにより標準的な算定方式が示されていますが、より効果的、効率的な算定方法について、子ども・子育て会議の論議や、「潜在ニーズを含めた量の見込みを把握したうえで確保方策を定める」という制度の基本的な考え方を踏まえ、各自治体による独自の推計方法を妨げないとされています。

長井市では、国が示した算定方式による量の見込みを参考にしながら、これまでの利用状況や今後の出生数の動向から独自の推計方法に基づき量の見込みを算定しました。

■認定区分と提供施設

こどもの年齢や保育の必要性に応じた「認定区分」ごとに設定します。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳:教育を希望していて、保育の必要がない場合	幼稚園・認定こども園
2号	3～5歳:保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園
3号	0～2歳:保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	保育所・認定こども園・地域型保育

※児童センターについて

児童センターは2歳児から入所可能で、認定を受けずに利用できる施設ですが、2歳児は3号認定、3～5歳児は2号認定の確保策に計上します。

1 1号認定

(1) 量の見込みと確保策

(人)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		37	33	31	29	29
確保策	認定こども園	52	52	52	52	52

2 2号認定

(1) 量の見込みと確保策 (人)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		402	359	338	315	309
確保策	認定こども園 保育所	300	300	300	300	300
	児童センター (3～5歳児)	100	100	100	100	100
	合計	400	400	400	400	400

※量の見込みが確保策を超える分については、弾力入所や他市町への広域入所等により確保していきます。

3 3号認定(0歳児)

(1) 量の見込みと確保策 (人)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		45	42	40	38	36
確保策	認定こども園 保育所	79	79	79	79	79
	地域型保育事業	1	1	1	1	1
	合計	80	80	80	80	80

4 3号認定(1歳児)

(1) 量の見込みと確保策 (人)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		99	95	90	85	80
確保策	認定こども園 保育所	94	94	94	94	94
	地域型保育事業	2	2	2	2	2
	合計	96	96	96	96	96

※量の見込みが確保策を超える分については、弾力入所や他市町への広域入所等により確保していきます。

5 3号認定（2歳児）

（1）量の見込みと確保策 (人)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み		105	109	104	99	94
確保策	認定こども園 保育所	95	95	95	95	95
	地域型保育事業	2	2	2	2	2
	児童センター (2歳児)	20	20	20	20	20
	合計	117	117	117	117	117

※企業主導型保育施設について

教育・保育の各号の確保策において、企業主導型保育施設の地域枠の活用については、予定がありません。

6 保育利用率（0～2歳児）

満3歳未満の児童人口に占める3号認定の利用見込数の割合「保育利用率」は以下のとおりです。

年度	R7	R8	R9	R10	R11
① 推計児童数（0～2歳児）	348	341	325	308	292
② 保育利用者数	249	246	235	222	211
③ 保育利用率（②／①）	71.5%	72.2%	72.2%	72.2%	72.2%

第6章 地域子ども・子育て支援事業計画

1 利用者支援事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

現状としては、子育て推進課内に子育てコンシェルジュ（特定型）を配置するとともに、令和6年度からこども家庭センターを設置（こども家庭センター型）しています。

今後も引き続き事業を実施し、妊娠・出産・子育ての状況に応じ、切れ目のない支援を行います。また、「こども家庭センター」を補完する機関として、必要な助言を行う「地域子育て相談機関」の設置についても検討を進めます。

(2) 量の見込みと確保策

（設置数：か所）

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保策	基本型・特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	1	1	1	1	1

2 地域子育て支援拠点事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

妊娠期の方、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

現状としては、NPO法人やまがた育児サークルランドによる子育てでつながる家「いろは」、社会福祉法人あおぞら会による「くるんと子育て支援センター」を市の委託により実施しています。

今後も、各支援センターの特色を生かしながら現在の事業を引き続き実施するとともに、特に妊娠期や家庭保育を行っている保護者が気軽に集い、子育ての不安や悩みを軽減できるよう、地域の子育てを支援します。

(2) 量の見込みと確保策

（延べ利用者数：人）

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	5,600	5,400	5,100	4,900	4,600
確保策	5,600	5,400	5,100	4,900	4,600
箇所数	2	2	2	2	2

3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）**（１）事業内容、現状、今後の対応**

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

現状としては、市が社会福祉法人あおぞら会に委託し、小学３年生までを対象として事業を実施しています。

今後も引き続き周知を図りながら、登録会員の増加、事業の充実を図ります。

（２）量の見込みと確保策**（延べ利用者数：人）**

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	33	32	32	33	33
確保策	33	32	32	33	33

4 妊婦健康診査**（１）事業内容、現状、今後の対応**

母子保健法第１３条の規定による妊婦健康診査（以下「妊婦健診」という。）を実施することにより、妊娠期の母子の健康管理を図るとともに、妊婦の経済的負担を軽減することを目的としています。妊婦に対する健康診査の望ましい基準に基づき、妊婦の健康状態の把握、検査、計測、さらに保健指導を実施する事業です。

現状としては、令和２年度 2,630 件、令和３年度 2,479 件、令和４年度 2,236 件、令和５年度 1,784 件の受診件数となりました。

今後も、引き続き事業を実施します。

（２）量の見込み**（受診件数：件）**

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	1,963	1,874	1,785	1,695	1,606
確保策	1,963	1,874	1,785	1,695	1,606

5 乳児家庭全戸訪問事業**（１）事業内容、現状、今後の対応**

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

現状としては、令和２年度 155 件、令和３年度 160 件、令和４年度 131 件、令和５年度 99 件の訪問件数となりました。

今後も、引き続き事業を実施し、事業の充実を図ります。

（２）量の見込み**（訪問件数：件）**

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	110	105	100	95	90
確保策	110	105	100	95	90

※訪問できないのは、低体重等で出生後入院するケースです。

6 養育支援訪問事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

育児ストレス、産後うつ病、子育ての困難さ等により、子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、養育に関する指導・助言等を行うことにより、該当する家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

現状としては令和2年度16件、令和3年度3件、令和4年度7件、令和5年度5件の実施回数となりました。

今後、さらに支援体制の充実を図り、継続して実施します。

(2) 量の見込み

(実施回数：回)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
実施回数	20	20	20	20	20
確保策	20	20	20	20	20

7 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

(1) 事業内容、現状、今後の対応

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業））及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。

現状としては、事業実施はありません。

今後の対応としては、近隣養護施設との連携を図るとともに、市内の民間福祉事業所、保育士や看護師等の有資格者による事業の構築、里親による支援など様々な事業展開を検討し、子育て短期支援事業所の確保に努めます。

8 一時預かり事業・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業（未就学児））

(1) 事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中に、保育所等で一時的に預かり必要な保育を行う事業です。

また、認定こども園（1号認定）の預かり保育もこの事業の中で実施します。

(2) 現状

1号認定児童への預かり保育は、市内全ての認定こども園で実施しています。

おもに家庭保育のこどもが一時的に家庭での保育ができないとき、一時預かり（一般型・余裕活用型）で預かりを行っており、市内保育所1園、地域型保育事業1園、くるんと子育て支援センター内で実施しています。

(3) 今後の対応

幼稚園型については、引き続きすべての認定こども園で受け入れ態勢を整えていきます。

幼稚園型以外については、今後も利用ニーズを把握し、必要に応じた整備に努めます。

(4) 量の見込みと確保策

(延べ利用人数：人)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
一時預かり事業 (幼稚園型)	量の見込み	2,000	1,800	1,700	1,600	1,500
	確保策	2,000	1,800	1,700	1,600	1,500
一時預かり事業 (幼稚園型除く)	量の見込み	1,040	1,040	1,040	1,040	1,040
	確保策(合計)	2,430	2,430	2,430	2,430	2,430
	(保育所等)	2,420	2,420	2,420	2,420	2,420
	(ファミサポ 未就学児)	10	10	10	10	10

9 延長保育事業

(1) 事業内容

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外において、保育所等において保育を実施する事業です。児童センターにおける通常の開所時間を超えた延長保育もこちらへ計上します。

(2) 現状

市内保育所、認定子ども園等8園において保育標準時間の11時間を超える延長保育事業を実施しています。児童センターにおいても、午後7時までの延長保育を実施しています。

(利用実人数：人)

年度	R2	R3	R4	R5
利用人数	257	254	212	234

(3) 今後の対応

延長保育支援事業を進め、保育所・認定子ども園等の体制を確保します。

(4) 量の見込みと確保策

(利用実人数：人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	230	210	200	190	180
確保策	230	210	200	190	180

※保育所に加え、児童センターでの延長利用(午後5時以降)を含みます。

10 病児保育事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

○病児対応型

病児もしくは病気回復期にある児童について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業です。

現状としては、病児保育施設「みつばちルーム」として、はなぞの保育園2階で実施しています。

引き続き、安全かつ良好な利用者支援になるよう、事業運営の検証・改善に努めます。

○体調不良児対応型

事業実施保育所等において、体調不良となった児童に対し、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を図る事業です。

現状としては、おひさま保育園及びはなぞの保育園で看護師を配置し、事業を実施しています。

今後も、事業実施保育所等の確保について検討を進めます。

(2) 量の見込みと確保策

○病児対応型

(利用延べ人数：人／年)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	300	300	300	300	300
確保策	720	720	720	720	720

11 放課後児童健全育成事業・学童クラブ

(1) 事業内容

保護者が労働等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童センター等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

(2) 現状

(人)

年度		R2	R3	R4	R5
利用人数 (人)	低学年(1～3年)	305	323	330	316
	高学年(4～6年)	102	79	74	80
	合計	407	402	404	396

(3) 今後の対応

すべてのこどもが放課後を安心安全に過ごすことができる環境作りを実施するため、引き続き、受け入れ場所の確保を行うとともに、支援員の人材確保と質の向上に努めます。

(4) 量の見込みと確保策

(人)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	439	437	418	395	356
1年	121	110	95	94	77
2年	122	123	111	97	95
3年	96	107	108	97	84
4年	61	61	68	68	61
5年	33	30	30	33	33
6年	6	6	6	6	6
確保策	450	450	450	450	450

12 実費徴収に係る補足給付事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

現状については、利用がありません。

今後は、施設を利用する児童の保護者で、①市民税が非課税又は減税されている方、②国民年金の掛け金が減免されている方、③児童扶養手当が支給されている方等に対して、助成制度や扶助費等交付制度を検討します。

13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

多様な事業者の新規参入を支援するための保育士等の巡回支援や、民間認定こども園における特別な支援が必要なこどもの受入体制の構築に対し、必要な費用の一部を助成する事業です。

現状は、認定こども園において、特別な支援が必要なこどもが在籍している場合に、その費用の一部を助成しています。

今後も現在行っている事業を継続するとともに、他の事業についても国・県に合わせた助成制度を検討します。

14 子育て世帯訪問支援事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

現状としては、事業実施はありません。

今後の対応としては、市内民間団体等との連携を図りながら、子育て世帯訪問支援事業の体制の確保に努めます。

15 児童育成支援拠点事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図るための事業です。

現状としては、事業実施はありません。

今後の対応としては、こども食堂や学習支援を行っている団体等の地域資源の把握を行い、事業の構築を検討します。

16 親子関係形成支援事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

現状としては、事業実施はありませんが、ペアレント・プログラムの実施等保護者を対象とした支援を実施しています。

今後の対応としては、事業のニーズを把握しながら、支援体制の確保について検討していきます。

17 産後ケア事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

母親の育児に対する不安と孤立感の解消、母親の身体的回復と心理的な安定を図るなど、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしています。

市町村を超えた母子保健関係機関と連携し、現時点では短期入所（医療機関への宿泊）・通所（助産院で個別・保健センターで集団）・居宅訪問（母乳ケア・母子ケア）を行っています。

今後、事業の拡充や内容の見直しなど、ケースのニーズに合ったケアを提供していきます。

(2) 量の見込みと確保策

(延べ人数)

年度		R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	短期入所型	9	12	15	18	21
	通所型	30	33	36	39	42
	居宅訪問型	20	22	24	26	28
	計	59	67	75	83	91
確保策	短期入所型	9	12	15	18	21
	通所型	30	33	36	39	42
	居宅訪問型	20	22	24	26	28
	計	59	67	75	83	91

18 妊婦等包括相談支援事業

(1) 事業内容、現状、今後の対応

すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができる環境を整備し、様々なニーズに対応できる支援を実施する事業です。

現状として妊娠届出時、妊娠7～8か月頃、乳児家庭全戸訪問時にそれぞれアンケートを記入いただき、アンケートをもとに面談や電話相談等を実施しています。また、妊娠届出時は子育てガイドを用いて今後の妊娠・出産の見通しや過ごし方などを、乳児家庭全戸訪問時には子育て支援プランを用いて出産後の見通しや過ごし方、利用できる産後の支援サービス等を一緒に確認しています。

今後も引き続き事業を実施し、すべての妊婦・子育て世帯が安心して出産や子育てができるよう、切れ目ない支援を行っていきます。

(2) 量の見込みと確保策 (回数)

年度	R7	R8	R9	R10	R11
量の見込み	330	315	300	285	270
確保策 (こども家庭センター)	330	315	300	285	270

19 乳児等通園支援事業

(1) 事業内容、今後の対応

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため、月一定時間、就労要件を問わず時間単位で保育所等を利用できる事業です。対象は保育所等に通っていない0歳6カ月から満3歳未満のこどもです。令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行により令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなり、令和8年度以降は新たな給付制度として、すべての自治体で実施することになります。

今後の対応としては、令和8年度からの給付制度化に向けて、各施設と十分に連携しながら受入体制の整備に努めます。

(2) 量の見込みと確保策 (必要定員数(年間))

年度		R7	R8	R9	R10	R11
0歳児	量の見込み	0	24	24	12	12
	確保策	0	24	24	12	12
1歳児	量の見込み	0	24	24	12	12
	確保策	0	24	24	12	12
2歳児	量の見込み	0	12	12	12	12
	確保策	0	12	12	12	12

資 料 編

1. 長井市子ども・子育て会議条例
2. 長井市子ども・子育て会議委員名簿
3. 計画策定の経過

1.長井市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、同項の合議制の機関として、長井市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(令6条例6・一部改正)

(組織)

第2条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者(法第6条第2項に規定する保護者をいう。)
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援(法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下この項において同じ。)に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 子ども・子育て会議の庶務は、子育て推進課において処理する。

(平27条例6・一部改正)

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成27年3月26日条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月21日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

2.長井市子ども・子育て会議委員名簿(令和6年度)

	区 分	氏 名	役 職 等
1	1号委員 (保護者)	小林 友樹	児童センター保護者代表 (長井市父母の会連絡協議会会長)
2		稲葉 徹	認定こども園保護者代表 (長井めぐみ幼稚園父母の会会長)
3		田中 哲也	保育所保護者代表 (はなぞの保育園父母の会会長)
4		平 奈緒	学童クラブ保護者代表 (中央学童クラブ父母の会会長)
5	2号委員 (事業所代表)	齋藤 香里	有限会社齋藤木工 (商工会議所推薦)
6	3号委員 (労働者代表)	石塚 典男	連合山形置賜地域協議会 西置賜地区連合会 事務局次長
7	4号委員 (子育て関連事業 従事者)	小野 明彦	長井市校長会代表 (長井小学校長)
8		鈴木 真紀	幼稚園教諭代表 (小桜幼稚園)
9		大峽 登詩子	社会福祉法人あおぞら会 おひさま保育園園長
10	5号委員 (学識経験者)	酒井 かね子	人権擁護委員
11		菊地 章典	長井市民生委員・児童委員協議会連合会会長
12		上村 正巳	長井市地区長連合会会長
13		青木 與惣右エ門	長井市コミュニティ協議会理事長
14	6号委員 (市長が認める者 公募委員)	工藤 友子	公募委員
15		荒井 礼	公募委員

事務局	新野 弘明	総務参事(兼)地域づくり推進課長
	梅津 義徳	厚生参事(兼)福祉事務所長 (兼)福祉あんしん課長
	赤間 茂樹	産業参事(兼)商工振興課長
	竹田 洋	教育委員会教育次長(兼)学校教育課長
	逸見 睦子	市民課長
	塚田 恵美子	健康スポーツ課健康推進担当課長
	高橋 仁	子育て推進課長
	尾久 宣行	子育て推進課補佐
	佐藤 恵理子	子育て推進課子育て支援係長

3.計画策定の経過

月日等		内容等
7 月	22 日	第1回事務局会 内容 ○子ども・子育て支援事業計画及び事務局会の役割について ○第三期計画の基本目標・基本施策等の作成について ○第二期計画の振り返りについて ○ニーズ調査の結果について
	31 日	第1回子ども・子育て会議 内容 新委員の委嘱状交付、自己紹介、事務局紹介 ○子ども・子育て支援事業計画について ○第三期計画の基本目標・基本施策等の作成について ○第二期計画の振り返りについて ○ニーズ調査の結果について
10 月	8 日	第1回担当者会 内容 ○子ども・子育て支援事業計画について ○第二期計画の振り返り ○ニーズ調査の結果について ○第三期計画に反映すべき課題の抽出
	22 日	第2回事務局会 内容 ○子ども・子育て支援事業計画について
	31 日	第2回子ども・子育て会議 内容 ○第三期計画の基本目標・基本施策等(案)について
12 月	2 日	第2回担当者会 内容 ○第三期子ども・子育て支援事業計画 素案について
	10 日	第3回事務局会 内容 ○第三期子ども・子育て支援事業計画 素案について
	26 日	第3回子ども・子育て会議 内容 ○第三期子ども・子育て支援事業計画 素案について
1 月	22 日	庁議での報告
	23 日～ 2 月 4 日	パブリックコメントの実施
2 月	14 日	第3回担当者会 内容 ○第三期子ども・子育て支援事業計画 最終案について
	19 日	第4回事務局会 内容 ○第三期子ども・子育て支援事業計画 最終案について
3 月	6 日	第4回子ども・子育て会議 内容 ○第三期子ども・子育て支援事業計画 最終案について
	24 日	全員協議会にて、計画報告

第三期長井市子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和7年3月

発行者 長井市子育て推進課

住 所 〒993-8601 山形県長井市栄町1番1号

TEL 0238-82-8014 FAX 0238-87-3310